

第三次高知市 環境基本計画 (案)

2023 (令和 5) 年度～2032 (令和 14) 年度



令和 5 年〇月 高知市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の構成.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画期間.....	6
第2章 計画策定にあたり踏まえるべき視点.....	7
1 高知市の現状と課題.....	8
2 環境をめぐる国内外の動向.....	10
3 計画策定にあたり踏まえるべき視点.....	13
第3章 目指す将来の環境像.....	17
1 目指す将来の環境像.....	18
2 基本目標.....	20
3 パートナーシップを支える市民・事業者・市の役割.....	22
4 施策体系.....	24
5 指標設定の考え方.....	25
第4章 環境の保全及び創造に関する施策.....	27
基本目標1 自然環境との共生.....	29
施策1 清流がつなぐ森・里・海との共生.....	30
施策2 豊かな生きものの保全.....	34
基本目標2 循環型社会の形成.....	37
施策3 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進.....	38
施策4 安全安心な廃棄物処理の推進.....	40
基本目標3 地球温暖化対策の推進.....	43
施策5 脱炭素型のくらし・まちづくり.....	44
施策6 再生可能エネルギーの活用.....	46
施策7 気候変動への適応.....	48
基本目標4 生活環境の保全.....	51
施策8 良好な大気・水環境などの保全.....	52
施策9 美しく魅力あるまちの形成.....	54

基本目標5 環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり	57
施策10 未来につなげる人づくり	58
施策11 自然と人、人と人が共生する地域づくり	60
第5章 計画の推進.....	63
1 計画の推進体制.....	64
2 計画の進行管理.....	65
3 評価の仕組み.....	66
第6章 資料編.....	67
1 高知市の概況等.....	68
2 代表的な指標、個別指標一覧.....	92
3 本計画の基本目標と関連するSDGsのゴール.....	94
4 高知市環境基本条例.....	95
5 高知市環境審議会規則.....	100
6 高知市環境基本計画推進委員会設置要綱.....	101
7 高知市環境審議会委員名簿.....	103
8 高知市環境審議会への諮詢.....	104
9 高知市環境審議会からの答申.....	105
10 第三次高知市環境基本計画 策定の経緯.....	106
11 用語解説.....	107

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「環境基本法」の基本理念を踏まえた「高知市環境基本条例」を1997（平成9）年に制定し、恵み豊かな自然環境を将来の世代へ継承していくために、2000（平成12）年に「高知市環境基本計画」、2013（平成25）年に「第二次高知市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する各種施策を実施してきました。

「森・里・海をつなぐ環境軸」である鏡川の上流域の中山間地域には、現在も森林や里山、農地等が多く存在し、山間部から流れる清らかな鏡川の流域を中心に、市の鳥であるセグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメなど多様な生きものが生息しています。しかしながら、人口減少や高齢化の進行等を背景に、自然と人の適切な関わりが衰退し、自然環境の持つ多面的機能の維持や生物多様性の損失が課題となっています。

また、循環型社会の形成においては、天然資源の消費の抑制や、資源の有効活用による環境負荷の低減を目指して、市民・事業者・行政の協働による3Rの取組強化や、高齢化の進行に伴い、今後増加が予想されるごみ出し困難者への対策などが必要となっています。

さらには、地球規模での喫緊の課題である地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量を削減する緩和策の推進と、既に現れつつある気候変動による影響への備えを行い、その被害を軽減する適応策の両輪で取り組んでいくことが必要となっています。

国内外においても、環境を取り巻く状況は大きく変化しており、2015（平成27）年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みとしての「パリ協定」が採択されました。また、海洋プラスチックごみ問題や生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。

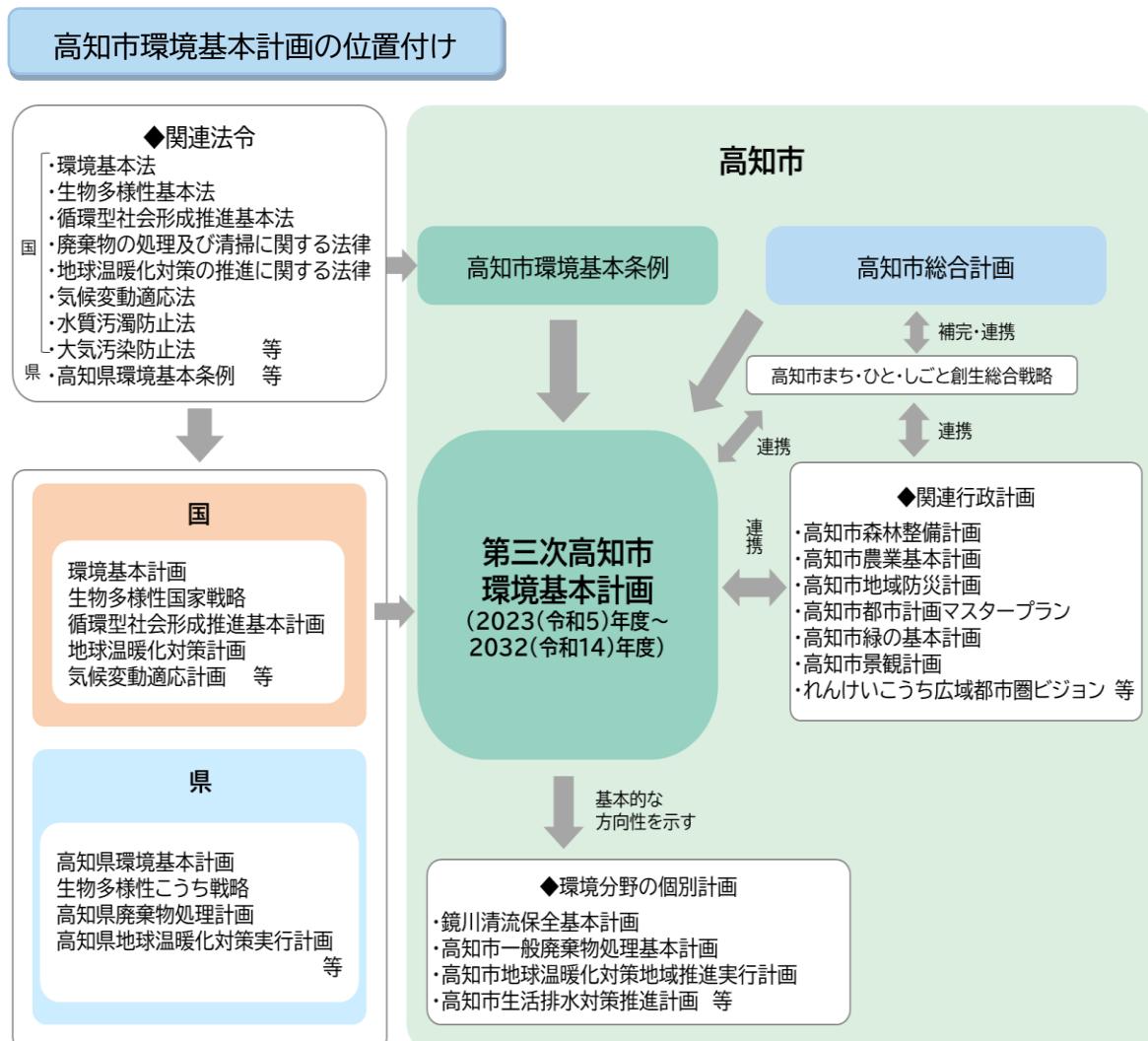
国では、こうした国際的な動向を踏まえ、2018（平成30）年に第五次環境基本計画を策定し、環境・社会・経済の多様な課題を解決するため、分野横断的な6つの「重点戦略」を掲げたほか、地域資源を最大限活用しながら、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しました。そして、重点戦略を支える環境政策の根幹として、「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」、「環境リスクの管理」、それらの基盤となる施策を、着実に推進していくこととしています。

本市においても、国内外の状況や「高知市環境基本条例」の基本理念を踏まえて、「2011高知市総合計画」に掲げる将来の都市像の実現を環境面から推進し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第三次高知市環境基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、高知市環境基本条例の基本理念及び第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向を定め、施策を推進するために策定するものです。

また、国や県の環境基本計画や、高知市総合計画、関連行政計画との連携を以下のように整理し、本計画は、環境分野の各種個別計画の基本的な方向性を示すものとして位置付けます。



高知市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、より質の高いものとして、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

高知市環境基本条例 第8条（高知市環境基本計画）

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画（以下「環境基本計画」という）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1） 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- （2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

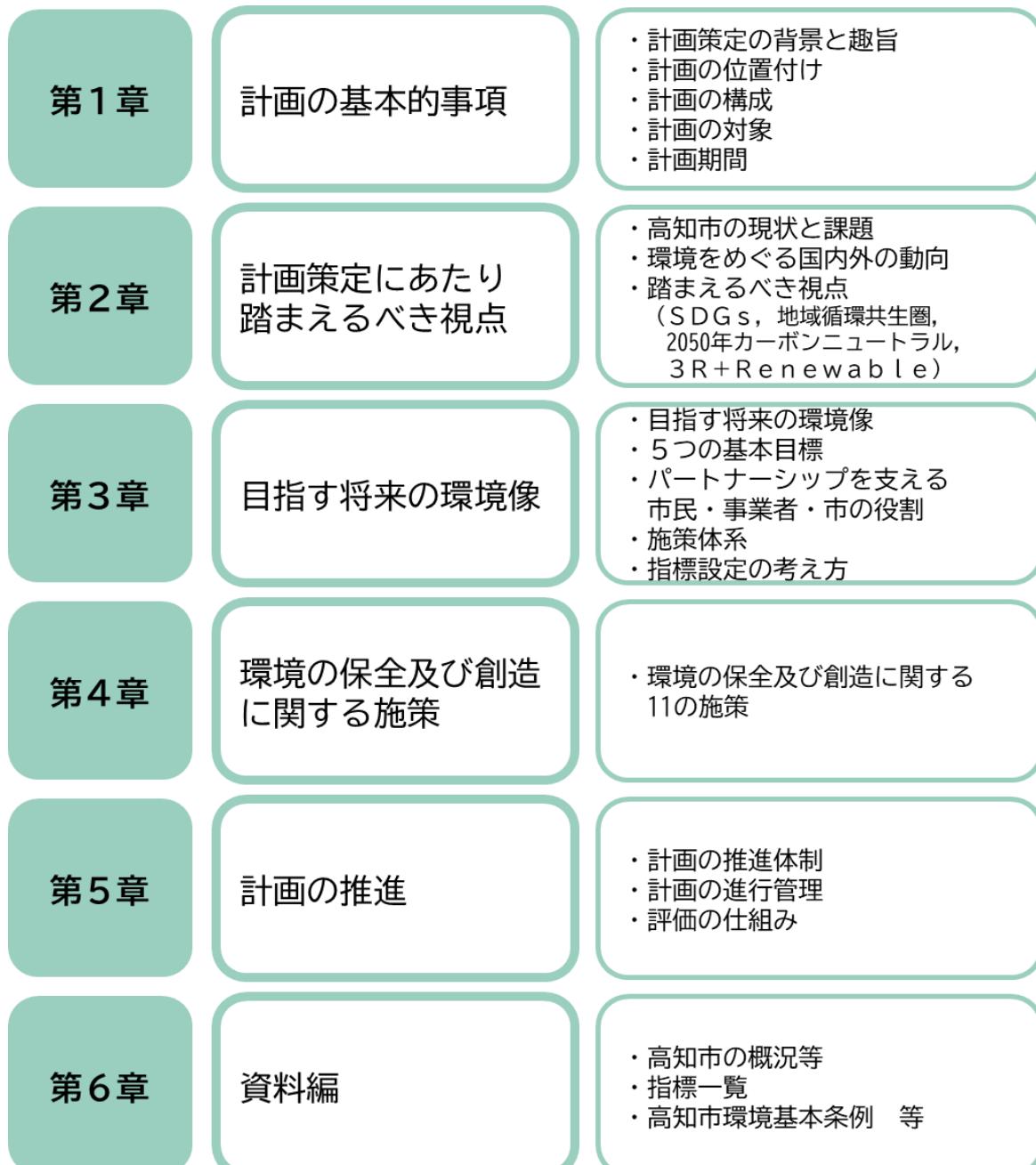
3 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までの本編、第6章の資料編で構成しています。

第1章では、計画策定の背景と趣旨や計画の位置付けなどの基本的事項を示し、第2章では、高知市の現状と課題及び環境をめぐる国内外の動向を踏まえた4つの視点を整理しています。

第3章では、本市が目指す将来の環境像と5つの基本目標を掲げ、それを実現するための各主体の役割や施策体系等を示し、第4章では基本目標ごとに、環境の保全及び創造に関する施策を記載しています。

第5章では、本計画の推進体制や進行管理、評価の仕組みを示しています。



4 計画の対象

本計画の対象は、高知市環境基本条例第 15 条から第 27 条に基づき、以下のとおりとします。

(1) 計画の対象とする範囲（高知市環境基本条例から抜粋）

- 資源の循環的な利用等の促進（第 15 条）
- 森林及び緑地の保全等（第 16 条）
- 田園環境の保全等（第 17 条）
- 良好的な水環境の保全等（第 18 条）
- 美しい海及び諸の保全（第 19 条）
- 都市美の形成（第 20 条）
- 環境美化の促進等（第 21 条）
- 環境教育及び学習の振興等（第 22 条）
- 自発的な活動の促進（第 23 条）
- 情報の提供（第 24 条）
- 地球環境の保全の推進等（第 27 条）

(2) 対象地域

高知市全域

5 計画期間

計画期間：2023（令和5）年度から2032（令和14）年度まで

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。社会・経済情勢や国の施策などに変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 計画策定にあたり踏まえるべき視点

1 高知市の現状と課題

(1) 地勢

本市は、四国南部のほぼ中央に位置し、県民人口の4割を超える人々が暮らす地方中核都市です。2005（平成17）年に鏡村・土佐山村と、2008（平成20）年に春野町と合併し、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和した都市となっています。

市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。

(2) 人口

本市の人口は、2005（平成17）年度をピークに減少し、2020（令和2）年国勢調査の結果では326,545人となっており、今後もさらなる人口減少が予測されています。また、年齢3区分別の人口割合は、2020（令和2）年現在で、0～14歳が12.0%，15～64歳が57.7%，65歳以上が30.3%となっており、年々、高齢化率の上昇と若年層の減少が進んでいます。

(3) 自然環境

本市では、源流域から河口までの流域全体が一つの市域に包括された鏡川を「森・里・海をつなぐ環境軸」として位置付け、北部の山並みから発する清らかな流れが中央の平野部を経て太平洋へと注ぐ、自然豊かなまちとして発展してきました。鏡川の上流域である市北部の中山間地域には、森林や里山、農地等が現在多く存在し、市の鳥であるセグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメなど多様な生きものが生息しています。

本市の森林面積は17,098haで、総面積に占める比率は約55%となっています。戦後続けられてきた造林の推進により、民有林のうち人工林の面積は7,935haで、豊富な森林資源が形成されています。これらの人工林では、50年生を超えるスギ、ヒノキの割合が60%を超えており、この成熟した森林資源を有効活用する時期が到来しています。

一方で、林業の採算性の悪化や林業従事者の減少等により、間伐などの適正な森林施業が実施されない人工林や、伐採しても再び植栽等が行われない状況も見られ、持続可能な林業経営への影響が懸念されています。

また、農業においても、年々、販売農家及び基幹的農業従事者が減少するとともに、基幹的農業従事者のうち65歳以上の占める割合が6割を超えるなど高齢化も進行して

います。中山間地域を中心に農業の担い手不足が深刻化しています。さらに農業後継者に継承されず、担い手に集積されない農地が荒廃化し、雑草や害虫の発生、有害鳥獣の行動範囲の拡大により、周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼす恐れが生じています。

多様な生きものの生息域でもある自然環境を取り巻く状況は、これまでの都市化の進展などの影響に加えて、人口減少や高齢化に伴う里地里山の荒廃、地球温暖化による気候変動、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の増加などにより、大きく変化しています。

(4) 循環型社会

本市では、1976（昭和51）年から、市民・再生事業者・行政の協働による資源・不燃物の分別収集、いわゆる「高知方式」の実施により、ごみの減量や再資源化の取組を進めてきました。しかし、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を除くと、家庭系ごみ・事業系ごみともに、ごみの排出量は、概ね横ばいで推移しており、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量に向けた一層の取組強化が必要となっています。

また、人口減少や高齢化社会の進行により、自らごみを排出することが困難な、ごみ出し困難者の増加が予想され、誰もが安心して暮らせる持続可能な廃棄物処理体制の構築が求められます。

(5) 地球温暖化対策

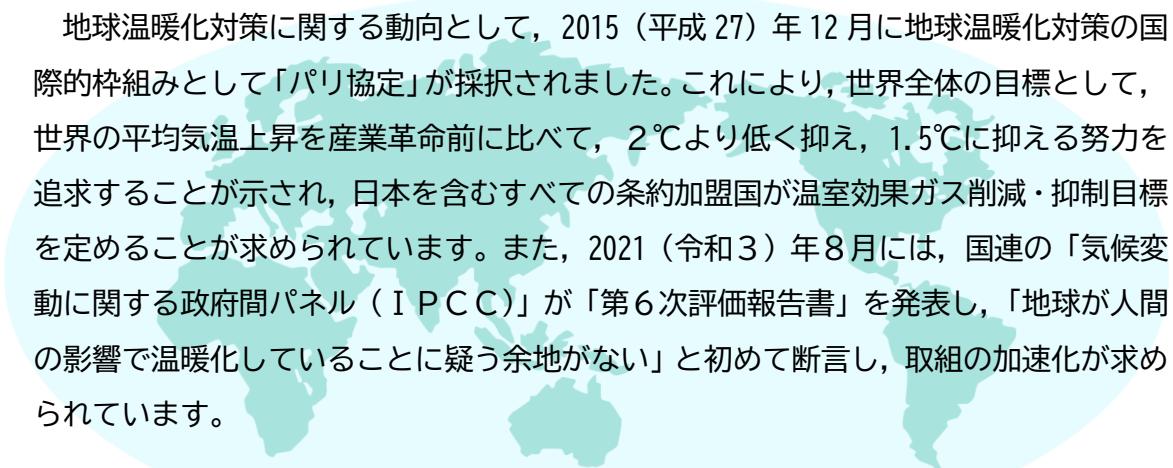
近年、地球温暖化の進行により、記録的な猛暑や集中豪雨など気候変動による影響が現れ始めています。本市では、1981（昭和56）年から2021（令和3）年までの40年間で、年平均気温が 1.6°C 上昇しており、気温の上昇に伴い、真夏日及び熱帯夜の年間日数は増加傾向に、冬日の年間日数は減少傾向にあります。また、年間降水量及び日降水量50mm以上の日数は、年によって増減があり、長期的にみると横ばい傾向ですが、今後、地球温暖化対策を実施しなかった場合、気候変動が社会、経済に与える影響として、コメ収量（品質重視）が0.5倍未満になる地域が出てくることや、熱中症搬送者数が3～4倍に増加することなどが予測されています。

このように進行する地球温暖化に対して、温室効果ガス排出量を削減する緩和策と、既に現れつつある気候変動による影響への備えを行い、その被害を軽減する適応策の両輪で取り組んでいく必要があります。

2 環境をめぐる国内外の動向

(1) 世界の動向

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGs は、環境・社会・経済における課題の統合的向上に取り組むこととしており、17 のゴールと、それを実現するための 169 のターゲットで構成されています。



地球温暖化対策に関する動向として、2015（平成 27）年 12 月に地球温暖化対策の国際的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。これにより、世界全体の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて、 2°C より低く抑え、 1.5°C に抑える努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス削減・抑制目標を定めることが求められています。また、2021（令和 3）年 8 月には、国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が「第 6 次評価報告書」を発表し、「地球が人間の影響で温暖化していることに疑う余地がない」と初めて断言し、取組の加速化が求められています。

2010（平成 22）年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、「愛知目標」が採択され、「愛知目標」に基づく戦略計画 2011–2020 では、2050（令和 32）年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、20 の個別目標が掲げられました。しかしながら、2020（令和 2）年 9 月に公表された地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）の最終評価では、一部の分野で成果はあったものの、「完全に達成できたものは何一つ無く、生態系の損失は続いている」とされ、2050 年ビジョンの達成には、社会変革が必要と指摘されています。こうした状況の中、2022（令和 4）年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部では、新たな生物多様性に関する世界目標（ポスト 2020 生物多様性枠組）として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030（令和 12）年までに陸と海の少なくとも 30% 以上を効果的に保全・管理する「30 by 30 目標」が主要な目標の一つとして定めされました。

(2) 国の動向

2018（平成30）年に策定した「第五次環境基本計画」は、SDGsやパリ協定などの国際的な潮流を踏まえつつ、分野横断的な6つの重点戦略を掲げ、環境政策を契機に、社会・経済システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、社会・経済的課題の同時解決を図ることで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくことを目指しています。

その中で、地域資源を持続可能な形で最大限活用する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しており、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

脱炭素社会の実現に向けては、2020（令和2）年10月の菅首相の所信表明において、「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。また、近年、国内外で様々な気象災害が発生しており、今後も気候変動に伴う豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予測され、わが国においても、農林水産業、自然災害、健康等への影響が出ると指摘されています。2018（平成30）年に策定された「気候変動適応計画」では、気候変動影響による被害の防止・軽減、自然環境の保全等を図り、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしました。

資源循環の分野においては、海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まり、2019（令和元）年に、「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則として、プラスチックのリデュース等の徹底、持続可能なりサイクルの推進、再生材・バイオプラスチックの利用促進による実効的なプラスチック資源の循環を図ることなどが重点戦略として位置付けられました。さらに、2021（令和3）年6月には、プラスチック使用製品の設計から廃棄まで、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、2022（令和4）年4月に施行されました。

生物多様性の保全では、国において、「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられ、目指すべき2050（令和32）年の自然共生社会の姿と2030（令和12）年までに取り組むべき施策が整理されました。2030（令和12）年までに取り組むべきポイントとしては、気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策の適応等が示されています。

(3) 県の動向

2021（令和3）年4月に策定した「高知県環境基本計画第五次計画」では、「地球温暖化への対策」、「循環型社会への取組」、「自然環境を守る取組」の3つの基本的な戦略に加えて、「地域資源を活かした産業振興」、「環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり」という2つの横断的な戦略を設け、包括的に施策を展開することとしています。

「地球温暖化への対策」については、2020（令和2）年12月に、知事が2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2022（令和4）年3月には、その具体的な道筋を示す「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」が策定されました。

アクションプランでは、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の、対2013年度比47%以上削減を目標に掲げ、県民・事業者・行政等が一体となったオール高知での取組を進めていくことが示されています。併せて、全国1位の森林率や日照時間、降水量といった本県の強みを生かし、「カーボンニュートラルの実現」と「経済と環境の好循環の創出」に挑戦していくことも示されています。

「循環型社会への取組」については、2021（令和3）年3月に「高知県廃棄物処理計画」が改定されました。「3Rの促進」、「適正処理の推進」、「災害廃棄物処理体制の構築」、「環境に対する意識の醸成」の4つを施策の基本方針として定め、循環型社会の形成に向けた取組を進めることとしています。

「自然環境を守る取組」については、2019（平成31）年3月に「生物多様性こうち戦略」が改定されました。戦略では、100年先（2114年）を見据えた目標（目指すべき姿）を「地域が持続的に発展し、人と生きものが共に賑わうことによって地域資源が活用され、現状よりはるかに生物多様性が豊かな社会」として設定し、その目標達成のために50年後の中期目標（目指すべき姿）及び10年後の短期目標（目指すべき姿）をそれぞれ設定しています。

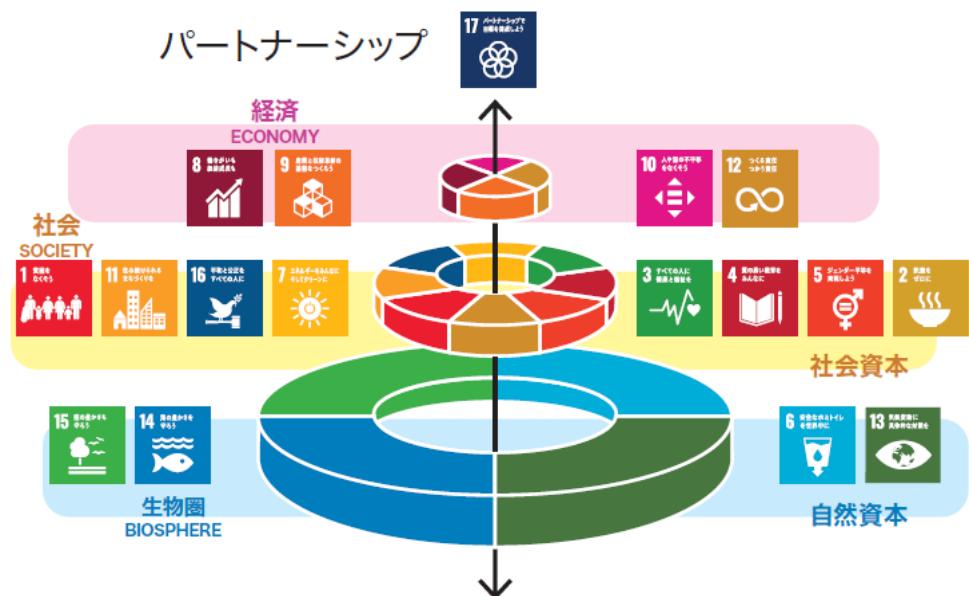
短期目標となる2024（令和6）年の目指すべき姿、「生物多様性の損失を止めるために、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着しつつある社会」の実現に向け、取組が進められています。

3 計画策定にあたり踏まえるべき視点

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsが目指す「誰一人取り残さない」持続可能な社会の姿は、「2011高知市総合計画」で掲げる将来の都市像と重なっており、本市の将来にわたる持続可能な発展を図るうえでも、本市自らが積極的にSDGsの達成に向けて取り組む必要があります。

また、SDGsウェディングケーキモデルでは、17のゴールは、生物圏・社会圏・経済圏の3つの階層で構成されており、持続可能な社会、経済は、健全な環境の土台なしでは成り立たないことが表現されています。持続可能な社会を実現するためには、環境・社会・経済の統合的向上に向けて、多様な主体のパートナーシップで取り組むことが必要となっています。



出典:Stockholm Resilience Centre
(illustrated by Johan Rockstrom and Pavan Sukhdev, 2016)に農林水産省が加筆

(2) 地域循環共生圏（ローカルＳＤＧｓ）の創造

国の第五次環境基本計画では、持続可能な社会の実現に向けて、「地域循環共生圏」を創造していくことが掲げられています。地域循環共生圏とは、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成するとともに、他の地域との自然的なつながりや、経済的なつながりを構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を相互に補完し、支え合いながら、農山漁村も都市も活かすという考え方です。

本市では、人口減少や高齢化の進行等の影響を背景に、各地域や産業等における担い手不足が深刻化しており、環境分野においても、自然と人のつながりや適切な関わりが減少し、恵み豊かな自然が持つ多面的機能の維持・発揮が課題となっています。

持続可能な社会・経済は、健全な環境のうえに成り立っているという認識のもと、中山間地域と都市部が互いに足りないものを補完しながら支え合い、各地域同士が共生していくことで、地域経済の循環を促し、環境・社会・経済の統合的向上を図る「高知市版地域循環共生圏」を創造していくことが必要となっています。



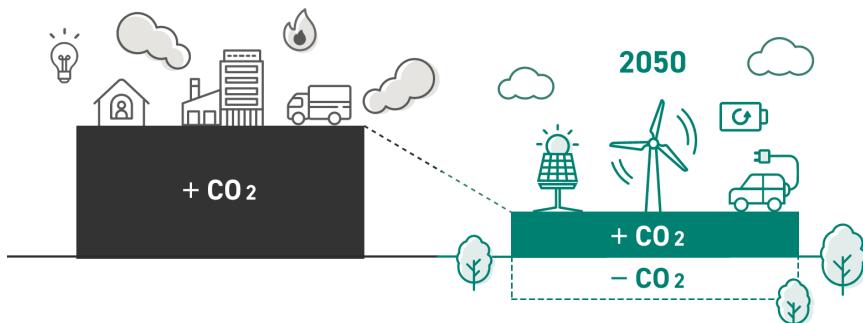
出典：環境省 地域循環共生圏の概要

(3) 2050年カーボンニュートラルの実現

近年、国内外で様々な気象災害が発生しておりますが、本市においても例外ではありません。このような自然災害の増加や、生態系への影響を鑑みて、脱炭素社会に向けた取組をさらに推進するため、本市は、2021（令和3）年5月14日に「2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティ」を表明しました。高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）の目標である2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で43%削減、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、積極的な取組が必要となっています。

～「脱炭素社会」と「カーボンニュートラル」とは～

脱炭素社会 …二酸化炭素排出量ゼロを実現した社会。
カーボンニュートラル …二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること。



「排出量を実質ゼロにする」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸收量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

出典：環境省 脱炭素ポータル

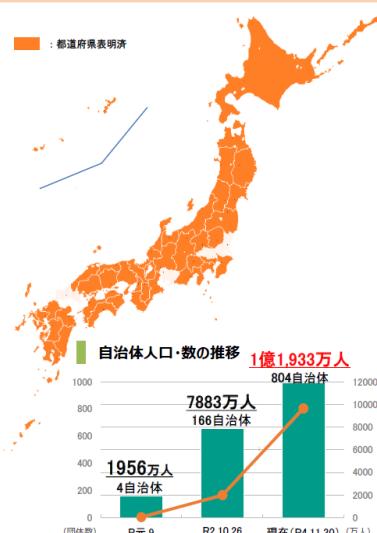
～「ゼロカーボンシティ」とは～

都道府県及び市町村は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定、実施するよう努めるものとされています。

昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあります。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体
(2022年11月30日時点)

- ・表明自治体数：804自治体
(43都道府県、471市、20特別区、231町、39村)
- ・表明自治体総人口：約1億1,933万人



出典：環境省 地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況

(4) 3 R + Renewable (持続可能な資源)

循環型社会の形成に向けて、本市においても3Rの推進に取り組んできましたが、新たな環境問題となっている海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの削減に向けて、より一層取組を強化していくことが求められています。また、プラスチックのさらなる資源循環を促進するため、「製品の設計・製造段階」、「販売・提供段階」、「排出・回収・リサイクル段階」といった各段階で、市民・事業者・行政の取組が必要となっています。



プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチックの設計を環境配慮型に転換

プラスチックの環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針(環境配慮設計指針)を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチクリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

出典:環境省 プラスチック資源循環

第3章 目指す将来の環境像

1 目指す将来の環境像

本市が目指す将来の環境像は、「高知市環境基本条例」の基本理念や、第3章で示した「計画策定にあたり踏まえるべき視点」、「2011 高知市総合計画」で掲げる将来の都市像を踏まえ、次のとおりとします。

みんなで未来につなげよう！

豊かな自然と人が共生する

持続可能なまち 高知

わたしたちが暮らす高知市は、温暖な気候に恵まれ、清らかな流れが市域を貫流する平成の名水百選・鏡川を環境軸として、自然豊かなまちに発展してきました。

雄大な山々や清流は、人の営みや関わりの場である里山や農地とともに豊かな命を育み、まちの安全を保ちながら、みどり豊かな景観を造り上げており、人々の心は安らぎとうるおいで満たされています。

わたしたちは、日々の暮らしの中で、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と地球規模の気候変動への適応により、主体的に温室効果ガスの排出抑制を実現するとともに、中山間地域と都市部が互いに支え合い、地域資源が循環する多様なしくみにおいて、多くの主体が連携して課題解決に取り組んでいます。

豊かな自然と人が共生するわたしたちのまち・高知市を、世代を越えて引き継いでいくよう、パートナーシップによる環境の保全・創造に取り組む姿が確実に広がっています。

「2011 高知市総合計画」で掲げる将来の都市像

わたしたちのまち高知市は、太平洋に開かれた豊穣の地にあり、豊かな自然と長い歴史の中で培われた、明るく闊達で慣習にとらわれない、自由と創造の精神に満ちた土佐の風土の中で発展を続けてきました。

このまちを未来に向かって持続的に発展させ、次世代へと伝えていくために、森に発し、里を経て、海へと通じる清流をはじめとする豊かな自然とそこに住む人々が共生しながら、さらにまちの発展が調和する、「環境」を基軸とした新しい共生文化を自由な精神を持って創造する都市をめざし、『森・里・海と人の環　自由と創造の共生都市　高知』を将来の都市像と定め、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げます。



2 基本目標

本市の目指す将来の環境像を実現するため、「自然環境との共生」・「循環型社会の形成」・「地球温暖化対策の推進」・「生活環境の保全」の4つを環境分野における基本目標として設定し、また、「環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり」は、この4つの基本目標を支える基盤として基本目標に位置付け、総合的な施策を展開します。

目指す将来の環境像 みんなで未来につなげよう！ 豊かな自然と人が共生する持続可能なまち 高知

基本目標1
自然環境との
共生

基本目標2
循環型社会の
形成

基本目標3
地球温暖化
対策の推進

基本目標4
生活環境の
保全

基本目標5
環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり

基本目標1 自然環境との共生



森林・里山・農地・河川などの豊かな自然の恵みを将来の世代へ引き継いでいくため、社会経済活動と自然が調和し、生物多様性が適切に保たれた、自然と人、人と人が共生する社会を目指します。

基本目標2 循環型社会の形成



限りある資源を将来の世代へ引き継いでいくため、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の取組を推進し、製品の生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境負荷が低減された循環型社会の形成を目指します。

基本目標3 地球温暖化対策の推進



地球温暖化の進行を抑制し、将来に渡って地球環境を保全するため、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を削減するとともに、避けることのできない気候変動の影響に備えた社会を目指します。

また、長期的には、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

基本目標4 生活環境の保全



健康で快適な生活環境を将来の世代へ引き継いでいくため、公害の発生を未然に防止するとともに、自然と調和した美しく魅力ある街並みを形成し、安全で安心に暮らせる良好な生活環境の保全を目指します。

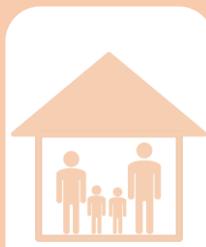
基本目標5 環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり



日々の生活や経済活動を支える健全な環境を将来の世代へ引き継いでいくため、持続可能な社会の担い手を育むとともに、多様な主体のパートナーシップによって、環境の保全・創造に取り組む社会を目指します。

3 パートナーシップを支える市民・事業者・市の役割

目指す将来の環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場における役割を認識し、日常生活及びすべての事業活動における環境負荷について理解を深め、主体的に行動を起こすように努めることが求められます。また、多様な主体のパートナーシップによって、環境・社会・経済の複数の課題解決に向けて、情報や目標の共有化を図り、相互に連携して取組を進めることができます。



市民

市民1人ひとりの理解・行動

- ・日々の生活が健全な環境によって支えられていることを認識する
- ・日常生活における環境負荷について理解を深める
- ・環境にやさしいライフスタイルの実践

パートナーシップを支える市民の役割

- ・当事者意識を持って環境・社会・経済の課題に向き合い、どのように関わられるか考える
- ・地域資源を活かした複数の課題を相互に解決する取組に参加する



事業者

事業者の理解・行動

- ・日々の経済活動が健全な環境によって支えられていることを認識する
- ・事業活動が環境に与える影響を認識する
- ・環境関連法令に基づく規制基準等の遵守
- ・事業活動における環境負荷の低減に向けた取組に努める

パートナーシップを支える事業者の役割

- ・当事者意識を持って環境・社会・経済の課題に向き合い、どのように関わられるか考える
- ・地域資源を活かした複数の課題を相互に解決する取組に参加する



市

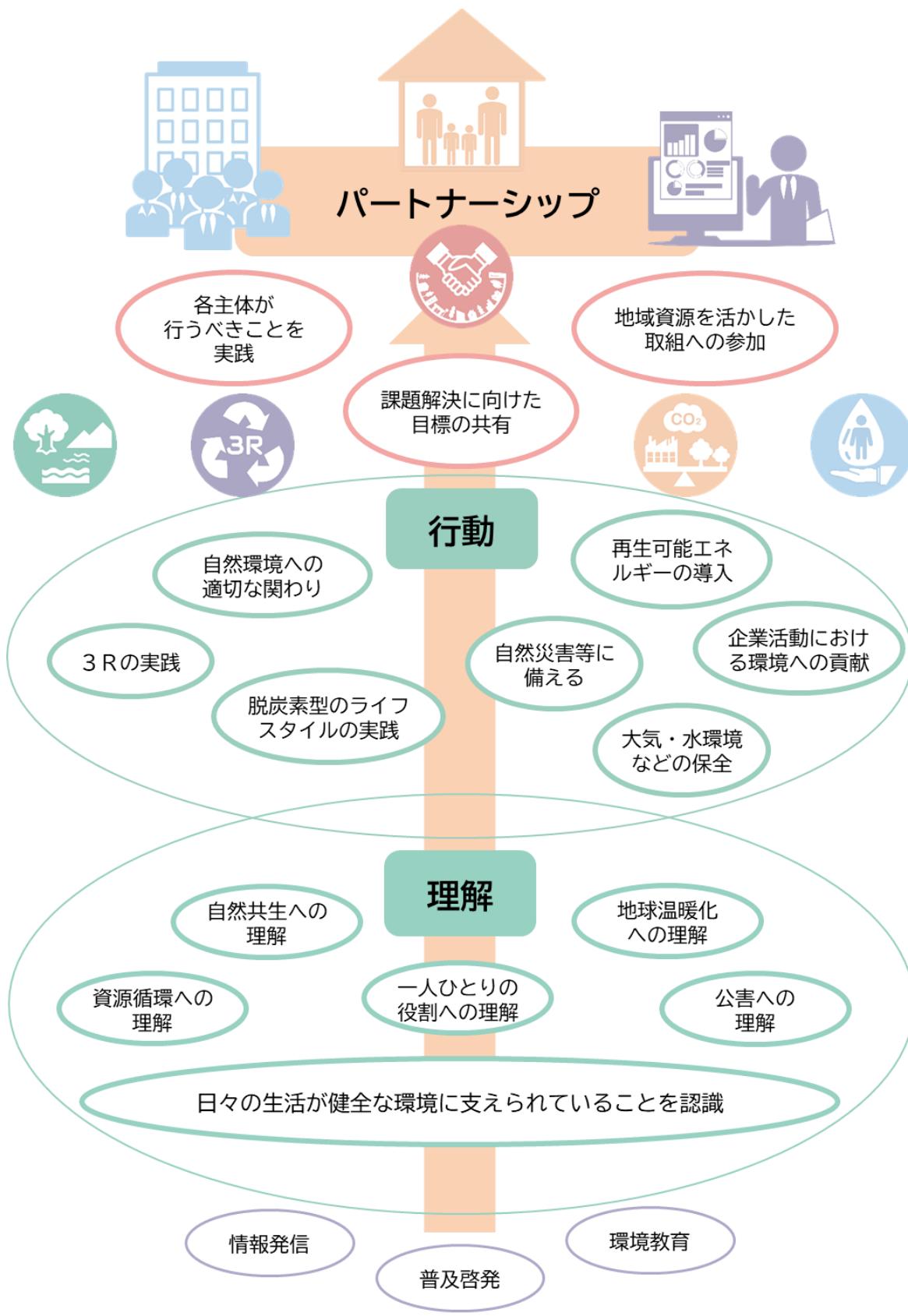
市民・事業者の理解・行動につなげる市の役割

- ・市民・事業者に対する、普及啓発や情報発信
- ・市民・事業者が行う環境保全活動の積極的な支援
- ・率先して自らの事務・事業に伴う環境負荷の低減に努める

パートナーシップを支える市の役割

- ・環境・社会・経済の分野横断的な課題の解決に府内連携で取り組む
- ・多様な主体のつながりの創出や環境を守り次世代へつなぐ地域づくりの推進
- ・地域資源を活かした市民・事業者の取組を促進

パートナーシップを支える市民・事業者・市の役割のイメージ



4 施策体系

本計画の施策体系は、5つの基本目標に基づき、施策と主な取組で構成しています。

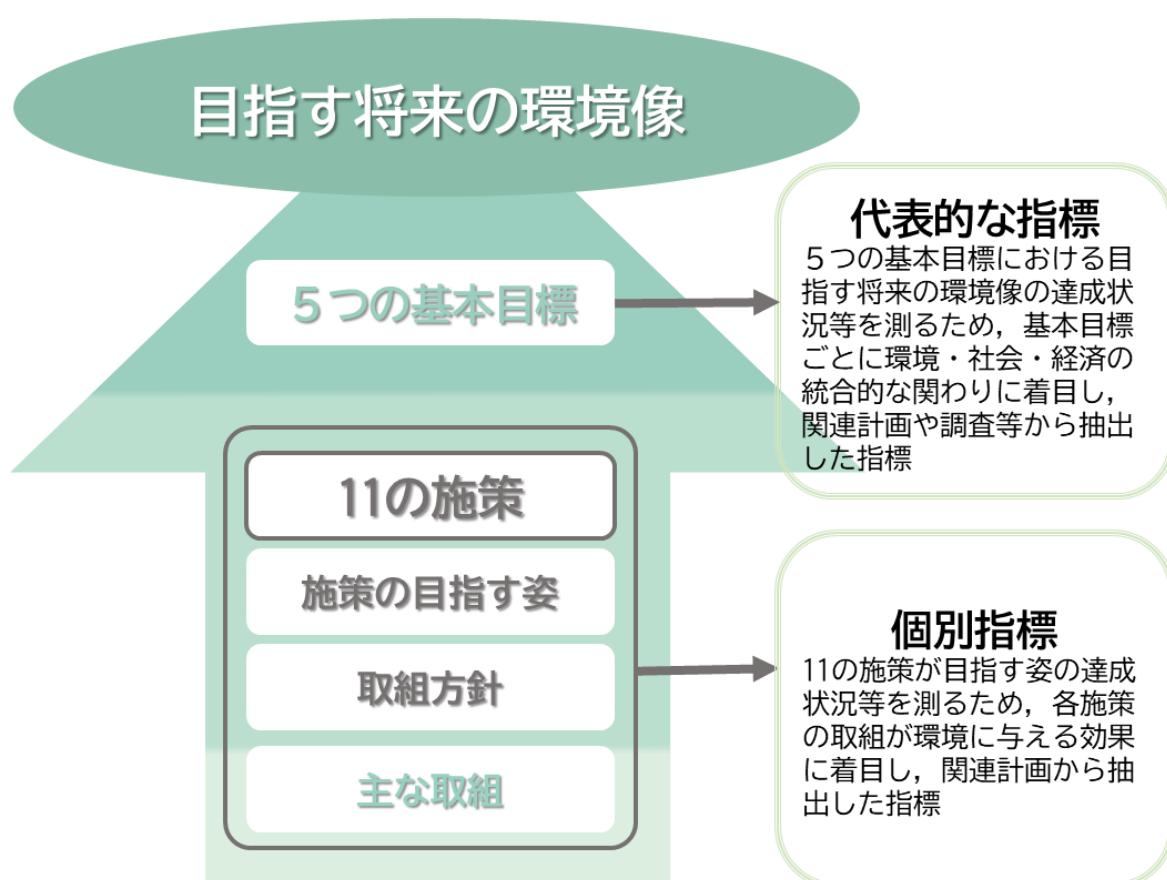
基本目標	施策	主な取組
1 自然環境 との共生	1 清流がつなぐ 森・里・海との共生	①清流を軸とした相互連携・相互補完の推進 ②森林の保全 ③里山の保全 ④農地の保全 ⑤河川・海洋の保全
	2 豊かな生きものの保全	①生息空間の保全 ②野生生物の保護
2 循環型社会 の形成	3 市民・事業者・行政の 協働による3Rの推進	①2Rの推進 ②リサイクルの推進
	4 安全安心な 廃棄物処理の推進	①収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実 ②適正処理の推進
3 地球温暖化 対策の推進	5 脱炭素型の くらし・まちづくり	①脱炭素型のライフスタイルや 事業活動の普及促進 ②公共施設の省エネルギー化の推進 ③環境にやさしい移動手段と 効率的なまちづくりの推進
	6 再生可能エネルギーの活用	①市の率先した再生可能エネルギーの導入 ②家庭及び事業者における 再生可能エネルギーの利用促進 ③地域資源を活かした 再生可能エネルギーによる発電の促進
	7 気候変動への適応	①気候変動適応策の推進
4 生活環境の 保全	8 良好的な大気・ 水環境などの保全	①大気・水・土壤環境・ 化学物質などへの対策 ②生活排水対策の推進
	9 美しく魅力あるまちの形成	①緑の保全と活用 ②良好な景観の形成
5 環境の保全・ 創造に 取り組む 人づくり・ 地域づくり	10 未来につなげる人づくり	①未来を担う子どもたちへの環境教育の充実 ②あらゆる世代への環境学習の充実 ③環境啓発・情報発信の推進 ④多様な人のつながりの創出
	11 自然と人、人と人が 共生する地域づくり	①環境を守り次世代へつなぐ地域づくり ②地域資源を活かした取組の推進 ③広域連携の推進

5 指標設定の考え方

本市の目指す将来の環境像を実現するために、5つの基本目標の達成状況等を測るため、基本目標ごとに代表的な指標を設定します。

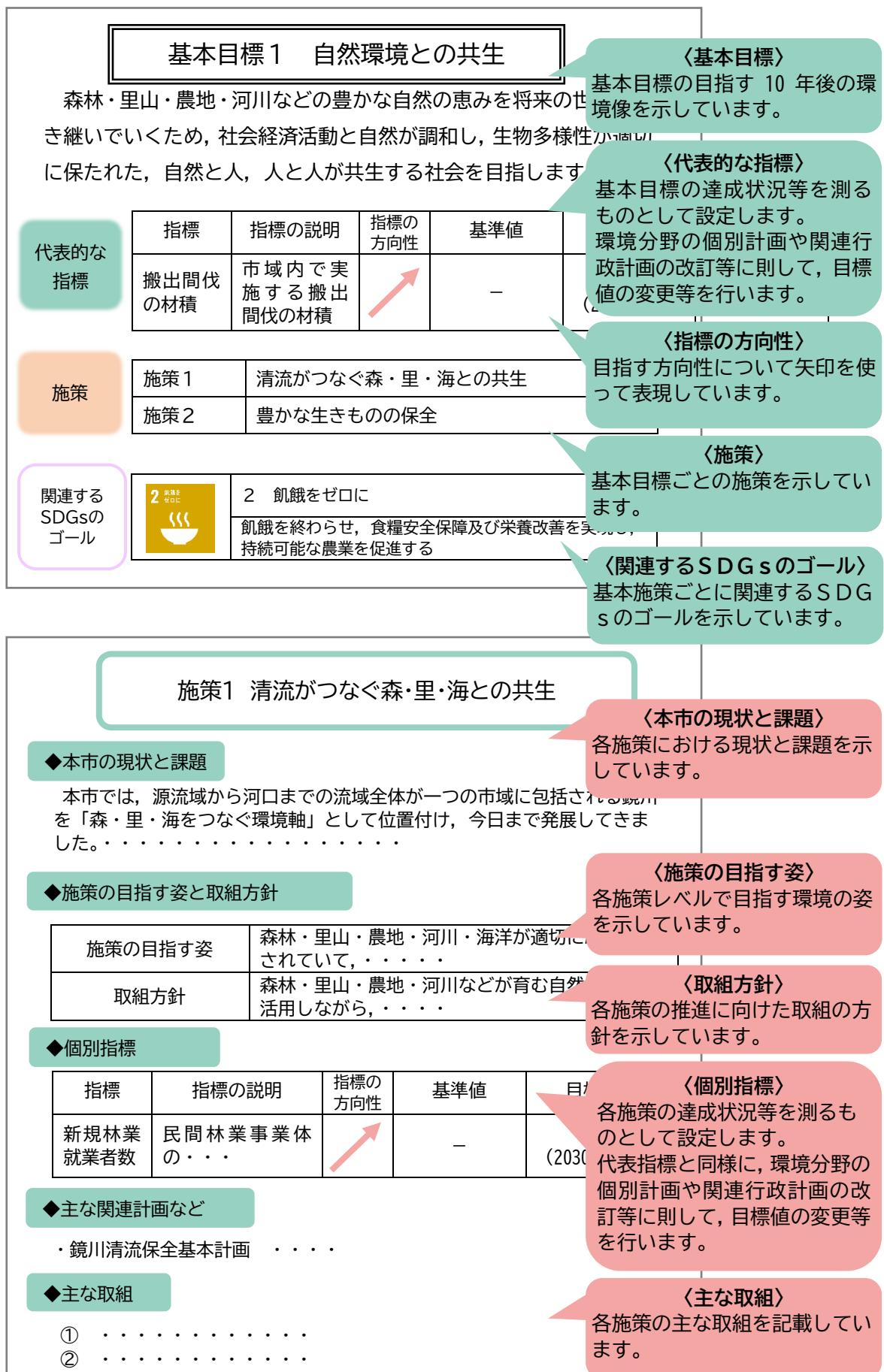
また、11の施策の達成状況等を測るために、各施策には個別指標を設定します。

なお、代表的な指標、個別指標とともに、環境分野の個別計画や関連行政計画の改訂等に則して、目標値の変更等を行います。



第4章 環境の保全及び創造に関する施策

基本目標及び施策の構成は下記のとおりです。



基本目標1 自然環境との共生

森林・里山・農地・河川などの豊かな自然の恵みを将来の世代へ引き継いでいくため、社会経済活動と自然が調和し、生物多様性が適切に保たれた、自然と人、人と人が共生する社会を目指します。

代表的な
指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
搬出間伐の材積	市域内で実施する搬出間伐の材積	↑	—	3,000m ³ (2030年度)	922m ³ (2021年度)
中山間地域等直接支払交付金集落協定対象農地面積	集落協定に基づく農業生産活動等が行われている農地面積	↑	392.9ha (2021年度)	400ha (2027年度)	392.9ha (2021年度)

施策

施策1	清流がつなぐ森・里・海との共生
施策2	豊かな生きものの保全

関連する
SDGsの
ゴール

2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
14 海の豊かさを守ろう	14 海の豊かさを守ろう
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう	15 陸の豊かさも守ろう
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

施策1 清流がつなぐ森・里・海との共生

◆本市の現状と課題

本市では、源流域から河口までの流域全体が一つの市域に包括される鏡川を「森・里・海をつなぐ環境軸」として位置付け、今まで発展してきました。

鏡川の上流域である市北部の中山間地域には、森林や人々の生活と関わりの深い里山、農地等の二次的自然が多く残されています。こうした恵み豊かな自然是、食料や木材の供給、多様な野生生物の命を育むとともに、国土の保全、水源のかん養、行楽など、多面的機能を有しており、市民は自然の様々な恩恵を受け、快適に暮らしています。また、特に森林は、地球温暖化対策における温室効果ガスの吸収源対策として大きな役割を果たしており、これまで以上に持続可能な森林経営が求められます。

しかし、人口減少や高齢化による担い手不足等により、適切に管理されなくなった森林や里山、耕作放棄地の増加など自然資本が衰退しています。また、今後もさらなる人口減少が予想されるなど、各地域だけでは対応できない問題となることが危惧されています。

そのため、中山間地域で生産される食料や木材などの地域資源が都市部で消費され、地場産品の購入や自然保全活動への参加などの人材や資金が、都市部から中山間地域へ回ることによって、互いに足りないものを補完しながら支え合い、循環させが必要です。

今後は、いまある自然をよりよい状態で未来の高知へつなげるため、鏡川上流域・下流域の交流、流域内・流域外の交流をより一層図ることにより、自然の持つ多面的機能を再認識し、あらゆる人が関わることで再発見される地域資源を磨き上げていけるような、自然と人、人と人が共生する高知市版地域循環共生圏の創造が求められています。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	森林・里山・農地・河川・海洋が適切に維持管理されていて、多面的機能が発揮された状態であること。
取組方針	森林・里山・農地・河川などが育む自然の恵みを有効活用しながら、森・里・海と人との共生に取り組みます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
新規林業従事者数	民間林業事業体の新規雇用作業員人数（累計）	↑	—	4人 (2030年度)	3人 (2021年度)
認定農業者数	農業経営改善計画を作成し、市等から認定を受けた経営体数	↑	269 経営体 (2021年度)	290 経営体 (2027年度)	269 経営体 (2021年度)

◆主な関連計画など

- ・鏡川清流保全基本計画
- ・高知市里山保全条例
- ・高知市農業基本計画
- ・高知市森林整備計画

◆主な取組

① 清流を軸とした相互連携・相互補完の推進

- 鏡川流域の自然と人、人と人の多様な関わりとつながりを増やし、流域の相互連携・相互補完を推進します。

② 森林の保全

- 間伐や再造林、路網整備や林業従事者の育成など、森林整備を積極的に実施し、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるように取り組みます。
- 木材利用の需要拡大を図るため、公共施設等をはじめとする建築物等へ県産材の使用を促進し、林業の活性化と森林資源の循環利用を推進します。
- 森林の持つ多面的機能について、森林所有者や市民の意識の向上に努めます。

③ 里山の保全

- 里山保全地区内の土地所有者等と里山の保全に関する協定を締結し、里山保全に対する取組を推進します。
- 多様な担い手による里山の利活用を促進し、これまでの里山を守る取組に加えて、生かす取組を推進します。
- 里山林をはじめとする山村地域の多面的機能の発揮につながる取組を促進します。

コラム

～鏡川流域関係人口創出に向けて取り組んでいます～

本市では、鏡川流域の自然と人、人と人の多様な関わりとつながりを増やし、流域の相互連携・相互補完を推進するため、令和3年度から鏡川流域関係人口創出事業を開始しました。

この事業により育成した人材が中心となり、導入したネットワークインフラ（スマートフォンアプリ）を活用しながら、鏡川流域への多様な人による多様な関わりを増やすことで、上流と下流、流域内と流域外をつなげていきます。



ネットワークインフラの活用事例

人材育成講座の受講生

ネットワークインフラをきっかけとした
鏡川清掃活動への参加

④ 農地の保全

- 農業基盤整備等による農作業の効率化や、農地の集積・集約化を図り、担い手・後継者の確保の取組を推進します。
- 農道や用排水路の管理など、地域で取り組む活動等に対して支援を行うことにより、農業の持続的な発展や多面的機能の維持に向けた取組を推進します。
- 市民農園や地域で行われる農業体験等を通じて、農業に触れ合う機会の場の提供や、農業生産活動等の情報発信により、都市と農村の交流を促進し、農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策を推進します。

⑤ 河川・海洋の保全

- 水産業・漁村の多面的機能の発揮につながる活動を支援します。
- 市民との協働による水辺の保全活動を実施することにより、市民の親水意識の向上や、美化意識の向上に取り組みます。
- アユ等の種苗放流を実施し、水産資源の維持・増加に努めます。

コラム

～森林環境譲与税～

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年度より、市町村と都道府県に對して譲与されています。

法律に基づき、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。

本市では、鏡地区の森林の内、間伐を希望した森林所有者との協定締結や、林道等の維持管理、民間林業事業体の技術職員の人材育成、公共施設への木材利用促進などの事業に活用しており、持続可能な森林経営を目指して取り組んでいます。



森林整備



人材育成



新しく整備した
複合施設の木質化

コラム

～生態系サービス～

この地球上のあらゆる環境は、あらゆる自然によって、形作られたものです。その中には、動物、植物、土といった多くの要素が含まれており、普段食べている魚や貝、紙や建材などになる木材、生きる上で欠かせないきれいな水や大気など、様々な資源が生まれ出されています。生物多様性は目に見えにくく、普段の生活の中では気づきにくいことですが、このような中で、私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

私たちがこれからも自然の恵みを享受していくためには、生物多様性が豊かであり続けられるように、生物多様性について知り、様々な取組を進めていくことが大切です。

暮らしの基礎

毎日の食卓を彩る野菜などの食料はもちろん、新聞や本などの紙製品や医療品など、生きものの遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。

供給サービス



調整サービス



生きものが生みだす 大気と水

植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。

自然に守られる 私たちの暮らし

豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。

基盤サービス



文化的サービス



文化の多様性を 支える

海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

資料：環境省 生物多様性

施策2 豊かな生きものの保全

◆本市の現状と課題

本市では、森と海とまちをつなぐ環境軸である鏡川の流域を中心に、市の鳥であるセグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメなど多様な生きものが生息しています。また、県内には、ニホンカモシカやツキノワグマ、ヤマネ、オオサンショウウオ、トサシミズサンショウウオなど、多様な生きものを育む豊かな生態系が存在しており、自然と共生する私たちの大切な生活基盤となっています。

しかしながら、これまでの都市化の進展などの影響に加えて、近年では、人口減少や高齢化に伴う里地里山の荒廃、地球温暖化による気候変動、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の増加など、自然環境を取り巻く状況が変化しており、高知県において、2018（平成30）年に高知県レッドデータブックの動物編が、2022（令和4）年に植物編が改訂されました。これにより、県内の絶滅危惧種を中心に生物情報が整理されましたが、対象となる生物群によっては、調査不足や文献の未整理などのため、不十分な状態とされています。

本市においても、動植物の生息・生育状況について、県や各研究機関等との連携や市民参加による現状把握に努め、保全すべき生息・生育環境等の抽出と保全対策の検討、情報発信などにより、生物多様性の確保に取り組む必要があります。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	多様な生きものの生息環境が保たれ、豊かな生態系が保全された状態であること。
取組方針	生きものの保全を推進するとともに、生物多様性の重要性に対する理解の普及促進に取り組みます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
天然アユ 遡上数	鏡川流域を遡上する天然アユの数（直近3か年の平均値）	↑	18.8万尾 (2014～2016年度の平均値)	50万尾 (2024～2026年度の平均値)	10.5万尾 (2020～2022年度の平均値)

◆主な関連計画など

- ・鏡川清流保全基本計画
- ・高知市ほたる条例
- ・わんぱーくこうちアニマルランド条例

◆主な取組

① 生息空間の保全

- 鏡川流域をはじめとする市域の多様な生きものの生息・生育状況について、市民参加型で現状把握に取り組み、今後保全すべき生息・生育環境等を抽出し、保全対策等を検討します。
- 多様な生きものが生息する河川環境の保全に向けた各取組効果を検証するため、アユなどの生物指標の調査を実施します。
- 市域内に生息するホタルの乱獲を防止するため、保護区域の周知啓発やホタルパトロールの実施などに取り組みます。

② 野生生物の保護

- 傷病鳥獣の保護など野生生物の保全活動、希少動物の繁殖等による多様な生き物との共生を推進します。
- 外来種が及ぼす生態系への影響について、広く周知・啓発します。

コラム

～清流鏡川のシンボル・アユ～

鏡川に生息・生育する多様な生きもののうち、アユは清流のシンボルとして市民の関心が高く、河川生物を代表する魚類です。また、天然アユは川と海（主に浦戸湾内）で過ごすため、海も含めた流域全体の健全性を示す指標種としても知られており、天然アユの保全は清流保全と直結すると考えられています。

本市では、今後の清流保全を進める上で、天然アユの生息数の維持・増大を大きなテーマとして掲げ、アユの群れなす鏡川・天然アユ100万尾遡上に向けて各種施策を実施しています。



遡上中の天然アユ



アユの遡上調査の様子

資料：高知市 2017 鏡川清流保全基本計画

コラム

～生物多様性とは～

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性



森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。

種の多様性



動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。

遺伝子の多様性



同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。例えば、アサリやテントウムシの模様は様々で、これらはすべて遺伝子の違いによるものです。

～生物多様性に迫る危機～

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。主な要因は、人間活動による影響と言われており、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

第1の危機

開発など人間活動による危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少



第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下



第3の危機

人間により持ち込まれたものによる危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱



第4の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化の進行による生きものの消失及び侵入、分布拡大



資料：環境省 生物多様性

基本目標2 循環型社会の形成

限りある資源を将来の世代へ引き継いでいくため、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の取組を推進し、製品の生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境負荷が低減された循環型社会の形成を目指します。

代表的な指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
1人1日当たりごみ総排出量	本市のごみ総排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量	↓	1,006g/人・日 (2021年度)	976 g/人・日 (2032年度)	1,006g/人・日 (2021年度)
資源回収率	本市のごみ総排出量のうち再資源化されたごみの割合	↑	17.6% (2021年度)	21.0% (2032年度)	17.6% (2021年度)

施策

施策3	市民・事業者・行政の協働による3Rの推進
施策4	安全安心な廃棄物処理の推進

関連するSDGsのゴール

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	エネルギーをみんなに そしてクリーンに
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを
	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任
	持続可能な生産消費形態を確保する

施策3 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

◆本市の現状と課題

循環型社会とは、天然資源の消費が抑制され、資源を有効利用することによって、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷が低減された社会です。循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政の各主体が協働し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を推進することが必要です。

本市では、1976（昭和51）年から、市民・再生事業者・行政の協働による資源・不燃物の分別収集、いわゆる「高知方式」の実施により、ごみの減量や再資源化を進めてきましたが、近年、新型コロナウィルス感染症の拡大による影響を除くと、家庭系ごみ・事業系ごみ共に、市民一人当たりのごみの排出量は、概ね横ばいであります。循環型社会の形成に向けた取組強化が重要となっています。また、プラスチック資源循環法の施行により、既にリサイクルを行っているプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組みが設けられたことから、新たな分別収集の方法や、リサイクル処理の方法等の検討が必要となっています。

今後は、ごみ排出量の削減のみならず、温室効果ガス排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政の各主体が取組の方向性を共有し、ワンウェイプラスチックや食品ロスの削減などの取組の強化が求められます。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	ごみの排出量が減り、リサイクルできるものが可能な限り循環利用された状態であること。
取組方針	市民・事業者・行政の協働により3Rを推進し、資源循環に取り組みます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源となるもの除く)	資源となるものを除く家庭系ごみ排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量	↓	572 g/人・日 (2021年度)	506 g/人・日 (2032年度)	572 g/人・日 (2021年度)
事業系ごみ排出量	事業系一般廃棄物の総量	↓	40,794t/年 (2021年度)	39,594 t/年 (2032年度)	40,794t/年 (2021年度)

◆主な関連計画など

- ・高知市一般廃棄物処理基本計画
- ・高知市容器包装廃棄物分別収集計画

◆主な取組

① 2Rの推進

- 家庭や事業所における食品ロスの削減や生ごみの減量の推進など、市民・事業者の各主体に求められる具体的な行動を周知・啓発します。
- プラスチック使用製品廃棄物の削減に向けて、提供者である事業所や、消費者である市民への普及啓発など、リデュースの取組を促進します。
- リサイクルショップやリペアショップの活用など、リユースの取組を促進します。

② リサイクルの推進

- 適正な再資源化処理と市民によるステーション管理の負担軽減を図るため、本市の分別区分や排出ルールに沿った排出を促進します。
- プラスチック製容器包装の適正な分別排出の促進に加えて、その他のプラスチック使用製品廃棄物についても、分別収集できる仕組みを検討します。

コラム

～食品ロス削減に向けた「3分の1ルールの見直し」～

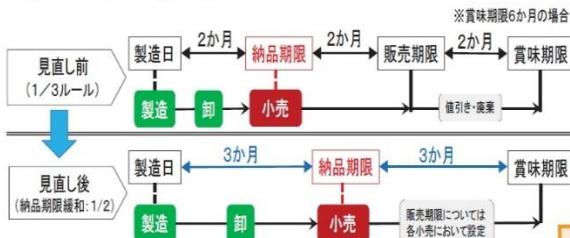
食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことです。食品ロスの削減は、SDGsのターゲットにされるなど、世界的に解決すべき課題となっています。わが国の1年間の食品ロス発生量は、522万トン（令和2年度推計値）で、その内訳は事業系が275万トン（53%）、家庭系が247万トン（47%）となっています。

過剰在庫や返品等によって発生する事業系の食品ロスを、食品供給に関わるフードチェーン全体で解決するため、製造業・卸売業・小売業の話し合いが行われ、「納品期限の緩和（3分の1ルールの見直し）」や「賞味期限の年月表示化」、「賞味期限の延長」などの取組が推進されています。

消費者においても、こうした取組を理解し、買い物をする際には、食品ロス削減に積極的に取り組む商品や店舗を利用するなど、事業者を支援することが大切です。

商慣習の見直し（納品期限の緩和）

賞味期限の1/3までに小売に納品しなければならない商慣習上の期限（1/3ルール）を1/2に緩和。



賞味期限の大括り化（年月表示化）

日付逆転の防止や省力化の観点から、年月日ではなく、年月で賞味期限を表示。

賞味期限
2021.9.17
↓
賞味期限
2021.8

賞味期限の延長

資料：消費者庁 食品ロス削減関係参考資料（令和4年9月29日版）

施策4 安全安心な廃棄物処理の推進

◆本市の現状と課題

廃棄物処理に当たっては、環境負荷の低減を図るため、関係法令に基づき可能な限り循環的利用を行い、循環的利用が行えないものは、適正に処分する必要があります。

本市では、一般廃棄物処理施設の計画的な維持管理や、効率的なごみ収集体制の維持を図るとともに、産業廃棄物も含め処理業者や排出事業者等に対する適正処理に向けた指導・啓発を実施しています。また、不法投棄対策については、防止パトロール等を実施しており発生件数は減少していますが、引き続き発生抑制に向けた対策が不可欠です。

今後は、こうした適正処理の取組と合わせて、人口減少や高齢化社会の進行などの社会情勢の変化に対応し、増加が予想されるごみ出し困難者への配慮など、誰もが安心して暮らせる持続可能な収集・運搬体制の整備が求められます。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	誰もが安全で安心して暮らせる持続可能な廃棄物処理体制が整備された状態であること。
取組方針	環境負荷の少ない廃棄物処理を推進するとともに、誰もが安心して暮らせる廃棄物処理体制の構築に取り組みます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	直近値	目標値	直近値
最終処分場の残余年数	最終処分場への埋め立てが可能な残りの期間	➡	2054年度まで (2019年度)	20年以上の維持 (2032年度)	2054年度まで (2019年度)

◆主な関連計画など

- ・高知市一般廃棄物処理基本計画
- ・高知市容器包装廃棄物分別収集計画

◆主な取組

① 収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実

- 市民による自主的なステーション管理を支援し、市民との協働によるごみ収集システムの維持に取り組みます。
- 粗大ごみの戸別収集やふれあい収集の充実など、市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制を検討します。
- 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理と計画的な整備を実施し、安全で安定したごみ処理体制の維持に取り組みます。

② 適正処理の推進

- 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者などへの啓発・指導及び施設への立入検査等を実施し、適正処理を推進します。
- 監視カメラの活用及びパトロール員による市内巡回の実施により、廃棄物の不法投棄防止に努めます。
- プラスチック製容器包装の再資源化に加えて、その他のプラスチック使用製品廃棄物についても、再資源化に向けた処理方法を検討します。
- ごみ焼却後に発生する焼却灰・焼却飛灰について、セメント資源化を行い、最終処分量の低減に取り組みます。

コラム

～わが国最大規模の産業廃棄物不法投棄事件、豊島事件～

瀬戸内海に浮かぶ、外周約20km・人口約760人ほどの小さな島「豊島（てしま）」。現在の穏やかな姿からはあまり想像がつきませんが、豊島には、かつて「ごみの島」と呼ばれた歴史があります。1970年代から約10年もの間、本来なら適切な設備で処理されるべき産業廃棄物が、コストを優先した民間事業者の粗雑な処理によって、91万トン以上も不法投棄されました。住民たちは悪臭・騒音・野焼きに苦しめられ、島の自然や住民の健康に大きな被害を与えました。

1990年、兵庫県警が業者を摘発し、1993年、豊島住民が県の責任を認めさせ原状回復を求める国の公害調停を申請しました。それから2000年の公害調停の最終合意まで25年間の時間がかかりました。

その後、公費による原状回復作業が続き、撤去が完了したのは2017年3月28日。撤去完了後も、取り残しの廃棄物や地下水の浄化など、今もなお日本で初の大規模な原状回復という試みは、困難を極めながら続いている。

資料：瀬戸内オリーブ基金 豊かな島と海を次の世代へ
香川県 豊島廃棄物等処理事業

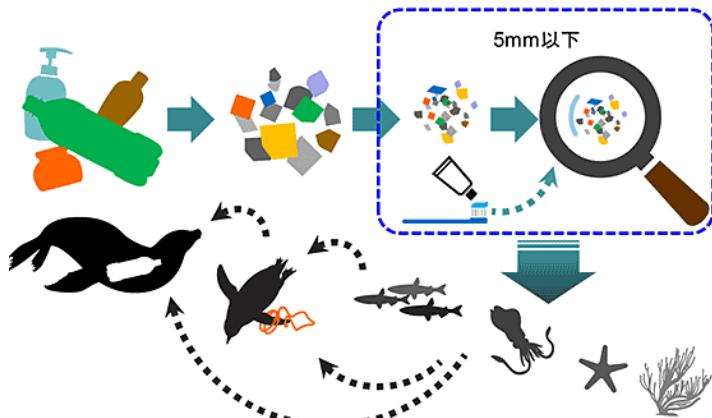


コラム

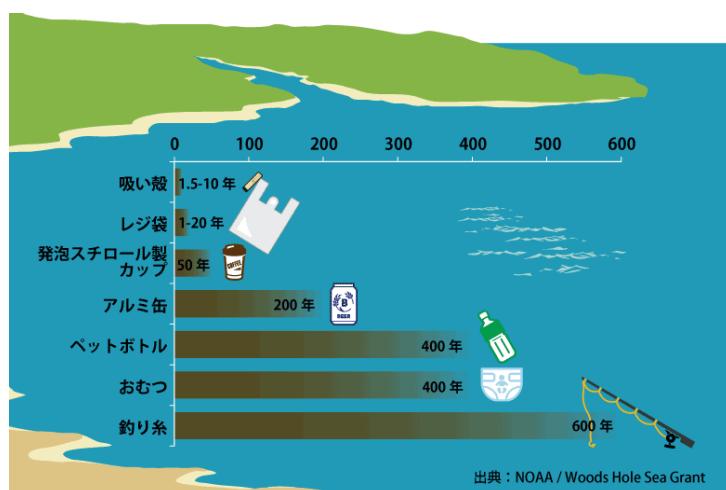
～2050年、海の中のプラスチックが魚の量を超える！？～

最近、よく耳にする海洋プラスチックごみやマイクロプラスチック。台風で飛んだビニールや、ポイ捨てされたペットボトルの多くは、最終的に海にたどり着き、海洋プラスチックごみとなります。それらは、ウミガメやクジラをはじめとする、多くの海洋生物に悪影響を及ぼします。

また、時間をかけて細かく碎けたプラスチックや、歯磨き粉等に含まれるスクラブ剤はマイクロプラスチック（5ミリ以下）と呼ばれ、小さな魚の体内に蓄積され、魚や貝を食べることで人体に入り込み、健康被害が懸念されています。試算では、2050年に、海洋中の魚の量よりも、これらの海洋プラスチックごみの量が多くなると言われています。



海洋に投棄されたプラスチックごみはやがて微細なマイクロプラスチックとなり、食物連鎖を通じて多くの生物に取り込まれています。



海洋ごみが分解されて細かくなる年数。
上記の内、アルミ缶以外はすべてプラスチックが主成分の「海洋プラスチックごみ」

そんな、海にしないために

- ①使い捨てプラスチックはできるだけ使用しない！
- ②プラスチックを捨てるときは、しっかり分別する！

といった日々の小さな行動が重要です。

資料：WWFジャパン 海洋プラスチック問題について

基本目標3 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の進行を抑制し、将来に渡って地球環境を保全するため、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を削減するとともに、避けることのできない気候変動の影響に備えた社会を目指します。

また、長期的には、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

代表的な
指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
市域の温室効果ガス排出量	市域で排出される温室効果ガスの量	↓	2,499千t-CO ₂ (2013年度)	1,430千t-CO ₂ (2030年度)	1,620千t-CO ₂ (2019年度)

施策

施策5	脱炭素型のくらし・まちづくり
施策6	再生可能エネルギーの活用
施策7	気候変動への適応

関連する
SDGsの
ゴール

	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>

施策5 脱炭素型のくらし・まちづくり

◆本市の現状と課題

近年、地球温暖化が進行し、記録的な猛暑や集中豪雨など気候変動による影響が現れ始めています。2015（平成27）年に採択されたパリ協定を受け、本市としても、世界、国の目指す方向性と足並みを揃え、本市の地域特性に応じた実効性のある温室効果ガス排出抑制等の緩和策の取組を進めていくため、「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」を改訂し、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で43%削減するという目標を掲げるとともに、長期的な目標として、2050（令和32）年度における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこととしました。

本市の温室効果ガス排出量の内訳は、CO₂が大部分を占めており、家庭や事業所における電力由来のCO₂排出量が多いことから、各主体の省エネルギー化の取組が重要です。また、近年の国際情勢の不安定化に伴う電気料金の高騰などから、省エネルギー化や節電などの取組と併せて、社会経済システムや都市・地域の構造を脱炭素型に変えていくことが必要となります。市民・事業者の取組の促進等を行うとともに、本市も一事業者として、市役所の事務・事業における排出削減に向けて、「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）」に掲げる取組を着実に進めていく必要があります。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	脱炭素型のライフスタイルの定着や、効率的なまちづくりによって、温室効果ガスの排出が抑制された状態であること。
取組方針	市民や事業者と一体となって、脱炭素型のライフスタイルや事業活動を推進するとともに、環境にやさしい移動手段の利用の促進や、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
市域の電力消費量	市域で消費される電力の量	↓	1,840GWh (2013年度)	過去5年間の最小値を下回る量 (2030年度)	1,549GWh (2019年度)

※直近5年間(2015～2019年度)の最小値は、2019年度の1,549GWhです。

◆主な関連計画など

- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）
- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）
- ・高知市新エネルギービジョン
- ・高知市地域公共交通計画
- ・高知市公共施設等総合管理計画
- ・高知市農業基本計画
- ・高知市交通基本計画
- ・高知市都市計画マスターplan
- ・高知市公共施設マネジメント基本計画
- ・高知市森林整備計画

◆主な取組

① 脱炭素型のライフスタイルや事業活動の普及促進

- 地球温暖化を防止するための賢い選択を促す国民運動であるCOOL CHOICEの普及啓発に取り組みます。
- 家庭や事業所などへの省エネルギー性能の高い機器・設備の普及を促進します。
- 住宅や事業所など建物の省エネルギー化の普及を促進します。
- 脱炭素化農業に向け、化石燃料を原料とした化学農薬・化学肥料の使用量の低減を促進します。

② 公共施設の省エネルギー化の推進

- 職場における省エネルギーの取組状況を確認するとともに、特に積極的な節電に取り組むことによって、職員一人ひとりのCOOL CHOICEを推進します。
- 公共施設において、照明のLED化や空調設備等への高効率機器の導入、適正な設備容量への見直し、建物の断熱性能の向上等を検討します。

③ 環境にやさしい移動手段と効率的なまちづくりの推進

- 医療、福祉、商業などの都市機能を誘導し、集約することにより、コンパクトな都市形成による効率的なまちづくりに取り組みます。
- 鉄道、路面電車、路線バス、デマンド型乗合タクシーなどの公共交通の確保・維持に取り組むとともに、利用環境の整備による利便性の向上と啓発等による利用促進に取り組みます。
- 公共交通や自転車など温室効果ガス排出量の少ない移動手段の転換を促進します。

コラム

～COOL CHOICE、知っていますか？～



COOL CHOICE（クールチョイス）とは、温室効果ガス排出量の削減のために、省エネ・脱炭素型の製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活のなかであらゆる「賢い選択」をしていくこうという取組です。脱炭素社会の実現のためには、一人ひとりが日々の暮らしや事業の中で、COOL CHOICEを実践していくことが大切です。

COOL CHOICEに取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減だけでなく、コストの低減や快適で健康な暮らしなどのメリットもたらされます。



資料：高知市 第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）

施策6 再生可能エネルギーの活用

◆本市の現状と課題

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー利用に伴う温室効果ガス排出量の削減や、市域における再生可能エネルギーの発電自給率向上に向けて、活用が求められています。また、わが国の一次エネルギー自給率は12.1%（2019年）と低く、海外から輸入する石油・石炭・天然ガス（LNG）などの化石燃料に大きく依存しており、国際社会の情勢や国家間の関係性などが不安定になると一次エネルギーの供給に影響が出るため、エネルギーの安全保障を確保する観点からも再生可能エネルギーの導入が求められています。

本市では、これまで家庭や事業者に対して、自家消費を目的とした太陽光発電設備等の普及啓発や導入支援を行ってきましたが、再生可能エネルギーのさらなる活用に向けて、普及促進の取組を強化していく必要があります。

また、これまでの公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入等の取組に加えて、2023（令和5）年1月からは、清掃工場のごみ燃焼時の熱エネルギーにより発電した温室効果ガス排出量がゼロの電力を公共施設で利用する取組を始めました。引き続き、清掃工場での発電効率の維持に努めるとともに、地域の活性化にも繋がる地域資源を活かした木質バイオマス発電などの促進に取り組んでいく必要があります。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	再生可能エネルギーが活用され、温室効果ガスの排出が抑制された状態であること。
取組方針	市の率先した再生可能エネルギーの導入や市民・事業者への利用促進に取り組むとともに、地域資源を活かした再生可能エネルギーによる発電を促進します。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
市域における再生可能エネルギー発電自給率	市内消費電力量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	↑	17% (2016年度)	23% (2030年度)	22% (2019年度)

◆主な関連計画など

- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）
- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）
- ・高知市新エネルギービジョン
- ・高知市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画
- ・高知市森林整備計画

◆主な取組

① 市の率先した再生可能エネルギーの導入

- 公共施設において、清掃工場のごみ焼却時の熱エネルギーにより発電した電力を活用するとともに、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備の導入を検討します。
- 電力排出係数が低く、再生可能エネルギーの導入比率の高い電力調達を推進します。
- 水素や燃料アンモニアなど、新たなエネルギー資源について、情報収集とともに、利活用を検討します。

② 家庭及び事業者における再生可能エネルギーの利用促進

- 家庭及び事業所などに対して、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に取り組みます。
- 再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギーの対策によりエネルギー収支ゼロを目指す建物であるZEHやZEBの普及促進に取り組みます。

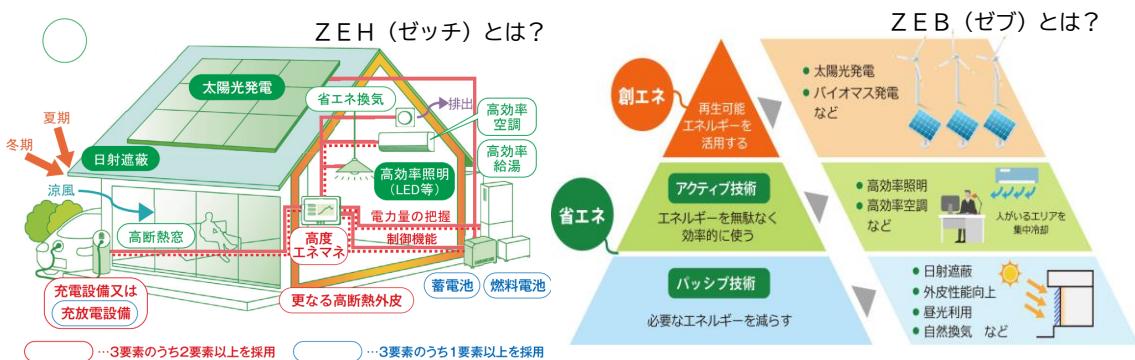
③ 地域資源を活かした再生可能エネルギーによる発電の促進

- 間伐材などの未利用材を活用した木質バイオマス発電を促進します。
- 地域の森林資源を活かした木質バイオマス発電について、官民連携で取り組む手法を検討します。

コラム

～ZEH・ZEBとは～

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電システム等を導入し、消費する電力を作り出すことにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物のことです。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁、環境省 ZEB PORTAL

施策7 気候変動への適応

◆本市の現状と課題

2021（令和3）年に国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が発表した「第6次評価報告書」によると、温室効果ガスの増加により、今世紀末までに世界の平均気温は最大で5.7°C上昇するとされており、地球温暖化による影響のリスクは高くなると予測されています。

本市においては、1981（昭和56）年から2021（令和3）年までの40年間で、年平均気温が1.6°C上昇しており、気温の上昇に伴い、冬日の年間日数は減少傾向にあり、真夏日及び熱帯夜の年間日数は増加傾向にあります。また、年間降水量及び日降水量50mm以上の日数は、年によって増減があり、長期的にみると横ばい傾向ですが、今後、地球温暖化対策を実施しなかった場合、コメ収量（品質重視）が0.5倍未満になる地域が出てくることや、熱中症搬送者数が3～4倍に増加することなどが予測されています。

このように進行する地球温暖化を防止する対策として、緩和策と同時に、既に現れつつある気候変動による自然災害や熱中症、農作物の高温障害等への備えを行い、その被害を軽減する適応策についても取り組んでいく必要があります。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	本市の自然的・社会的条件に応じて、気候変動による影響への備えと、その被害が最小限に抑えられた状態であること。
取組方針	気候変動による影響について、国・県からの情報収集や市民への情報発信に努めるとともに、自然災害等への事前の備えに取り組みます。

◆個別指標

※計画策定時点では個別指標を設定していませんが、科学的知見や気候変動による影響、国・県の動向を注視しながら、個別指標を設定します。

◆主な関連計画など

- ・高知市農業基本計画
- ・高知市地域防災計画

◆主な取組

① 気候変動適応策の推進

- 市民や事業者等に対して、自然災害に対する備えの啓発に取り組みます。
- 農作物の高温障害などについての研究を進めることにより、気候変動に対する適応策を検討します。
- 気候変動による熱中症のリスクの増加などの情報提供に努めます。

コラム

～気候変動への適応とは？～

最近、観測記録を更新するような豪雨が増えた、台風が強くなり、進路が変わった、熱帯夜が増えた、作物がうまく育たなくなった、などと感じている人も多いのではないでしょうか。このような気候変動によって引き起こされる異常気象の影響が全国各地で現れています。このような異常気象が将来は頻繁に発生したり、深刻化したりすることが懸念されており、温室効果ガスの削減（気候変動の「緩和」）だけではなく、変化する気候の下で悪影響を最小限に抑える気候変動への「適応」について、私たち一人ひとりが理解を深め、行動していくことが求められています。



○農林水産業における「適応」の例



○自然災害における「適応」の例



資料：国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

基本目標4 生活環境の保全

健康で快適な生活環境を将来の世代へ引き継いでいくため、公害の発生を未然に防止するとともに、自然と調和した美しく魅力ある街並みを形成し、安全で安心に暮らせる良好な生活環境の保全を目指します。

代表的な指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
水質環境基準のうち健康項目の達成率	環境基準点における人の健康の保護に関する環境基準の達成率	➡	-	100% (2032年度)	100% (2021年度)
有害大気汚染物質環境基準の達成率	環境基準値が設定されている有害大気汚染物質の環境基準の達成率	➡	-	100% (2032年度)	100% (2021年度)

施策

施策8	良好な大気・水環境などの保全
施策9	美しく魅力あるまちの形成

関連するSDGsのゴール

	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

施策8 良好な大気・水環境などの保全

◆本市の現状と課題

国内においては、かつて経済の急成長や自動車の急速な普及により、大気中や公共用水域等に有害物質が大量放出され、環境や健康が害される社会問題になりました。そして、その対策として、1967（昭和42）年に「公害対策基本法」が施行され、有害物質の排出が規制されてきました。その後、「水質汚濁防止法」や「大気汚染防止法」などの個別の法律が順次制定され、監視体制の充実・強化が図られています。現在、環境基準は概ね達成しており、良好な環境状態にありますが、今後も、環境汚染及びそれに起因する健康被害を未然に防止するため、大気や水質等の環境状況について、継続的なモニタリングが求められています。

また、生活排水対策については、高知市生活排水処理構想に基づき、公共下水道と合併処理浄化槽等の整備を計画的に進めてきておりますが、汚水処理普及率のさらなる向上による水質汚濁防止を図るため、引き続き取り組んでいく必要があります。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	市民の安全な生活の基盤である大気や水等の環境が良好な状態であること。
取組方針	大気・水環境などの継続的なモニタリングや、地域の実情に応じた生活排水対策の推進に取り組みます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
河川水質の環境基準達成率	前年度の河川の環境基準点の環境基準の達成率（BOD）	↑	—	100% (2030年度)	93% (2021年度)
汚水処理人口普及率	下水道、合併処理浄化槽等の合計普及率	↑	85% (2015年度)	96.4% (2032年度)	80.4% (2021年度)

◆主な関連計画など

- ・高知市生活排水処理構想
- ・高知市下水道中期ビジョン
- ・高知市生活排水対策推進計画

◆主な取組

① 大気・水・土壤環境・化学物質などへの対策

- 大気や水質等の環境状況について、継続的にモニタリングし、環境汚染及びそれに起因する健康被害の未然防止に努めます。
- 有害物質等の発生源となる工場等からの排水等の監視・指導により、良好な大気や水質等の環境状態の維持に努めます。

② 生活排水対策の推進

- 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の特性に応じた生活排水処理に取り組むことにより、川や海などの公共用水域の水質保全を推進します。

コラム

～高知市の過去の公害問題～

高知市において公害の話をすると「高知生コン事件」の話は避けて通れません。昭和40年頃の江ノ口川は、旭地区にあった製紙工場の排水が流れ込み、県庁所在地を流れる川では日本で一番汚い川と言われていました。昭和46年に、製紙工場の排水口に市民がコンクリートを流し込むことにより、強制的に排水を停止させた事件が「高知生コン事件」です。この事件が起きた頃は、戦後の高度経済成長期にあたり、四大公害病を含めた公害が日本中で発生しており、「水質汚濁防止法」をはじめとした公害を規制する法律が整備されている最中のことでした。

日本で一番汚れていると言われた江ノ口川の水質は、昭和46年当時、市内中心部の廿代橋でBOD（有機物の汚れを表す指標）が 150mg/l 前後だったものが、50年以上経った近年は 2mg/l 前後で推移しています。先人の努力により綺麗になった環境を守っていくとともに、過去の公害問題について、将来世代に引き継いでいくことが大切です。

〈現在の江ノ口川〉



廿代橋より上流側を望む



円満橋より上流側を望む

施策9 美しく魅力あるまちの形成

◆本市の現状と課題

市街地における緑地や水辺空間は野生生物の生息空間であるとともに、人々に潤いや安らぎを与えてくれます。また、それらは太陽熱を吸収し、気温の上昇を抑制するなどの役割も果たしています。

本市では、市民の安らぎとうるおいの場となる、緑豊かな親しみやすい水辺の環境の活用を進めるとともに、自然と調和した美しい魅力あるまちなみの景観形成のために、さまざまな施策を実施してきました。

しかし、都市化の進展に伴い、公園緑地の整備は一定進んだものの、野生生物の生息空間である市街地の貴重なみどりが減少しつつあります。

このため、生物多様性の維持を目的とする良好な自然環境の保全、人口減少や高齢化に伴うコンパクトなまちづくりの推進、公園の多様な機能の更新及び防災機能の向上が求められています。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	自然と調和した緑豊かな魅力あるまちなみが形成された状態であること。
取組方針	地域特性を活かした都市と自然が調和する、美しく魅力あるまちづくりに取り組みます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
緑視率	人の視界における緑の多さを計る割合（55 地点平均値）	↑	22.9% (2015 年度)	25.0% (2030 年度)	22.4% (2020 年度)
緑被率	ある区域の中に占める緑被地の面積の割合（うち、都市計画区域）	↑	14.6% (2015 年度)	14.7% (2030 年度)	14.6% (2020 年度)

◆主な関連計画など

- ・高知市都市計画マスタープラン
- ・高知市中心市街地活性化基本計画
- ・高知市緑の基本計画
- ・高知市景観計画

◆主な取組

① 緑の保全と活用

- 市民や事業者の参加と協働による地区計画や緑地協定などにより、都市緑化を推進します。
- 公園愛護会や花いっぱい会などの地域団体が行う活動に対する支援に取り組みます。
- 公園遊具を工夫するなど、少子高齢化に対応した公園のリニューアルに取り組みます。
- 未整備の都市計画公園は、今後も整備を推進します。
- 都市農地等の緑地を保全するため、生産緑地の指定に取り組みます。

② 良好な景観の形成

- 環境との調和に配慮した、市民の主体的な景観づくりを推進します。
- 景観形成重点地区を指定し、個性的で魅力あるまちなみの創出、ゆとりと潤いのある快適なまちづくりを進めます。
- 商店街の景観整備・公園等のイベントスペースの確保など、にぎわいの場の創出に努めます。

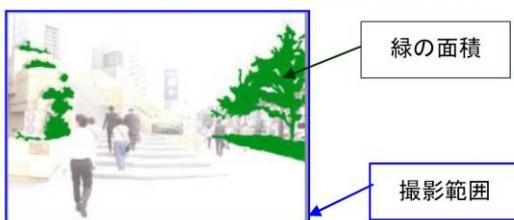
コラム

～緑視率と緑被率～

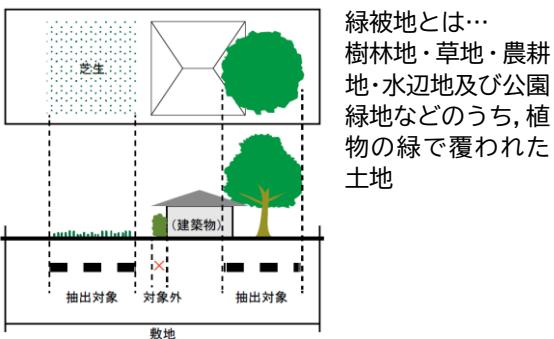
人口減少社会となり都市部にまとまった緑を創出することが難しくなる中、今後は「緑の量」を増やすという手法ではなく、市民が心地よいと感じる「緑の質」をあげることが重要となります。また、中心市街地においては、新たにまとまった緑の創出は難しい状況であると考えられますが、現状の緑の量を維持していくことを目指します。

緑視率…人の視界に占める緑の割合で、
緑の多さを表す指標

緑視率 = 緑（樹木・草花）の面積 ÷撮影範囲



緑被率…ある区域の中に占める緑被地の
面積の割合



資料：高知市 2016 高知市緑の基本計画

基本目標5 環境の保全・創造に取り組む 人づくり・地域づくり

日々の生活や経済活動を支える健全な環境を将来の世代へ引き継いでいくため、持続可能な社会の担い手を育むとともに、多様な主体のパートナーシップによって、環境の保全・創造に取り組む社会を目指します。

代表的な指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合	環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合	↗	—	直近値からの向上(2032年度)	未把握

施策

施策 10	未来につなげる人づくり
施策 11	自然と人、人と人が共生する地域づくり

関連するSDGsのゴール

4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに
	すべての人々への、包摶的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
12 つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任
	持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
17 パートナーシップで目標を達成しよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

施策 10 未来につなげる人づくり

◆本市の現状と課題

目指す将来像の実現に向けて、本計画の基本目標である「自然環境との共生」、「循環型社会の形成」、「地球温暖化対策の推進」、「生活環境の保全」の各分野における取組を進めるためには、私たち一人ひとりが自然から様々な恩恵を受けていることを再認識し、環境を大切にする意識を高めることで、自主的かつ積極的に環境保全活動への参加や、環境にやさしいライフスタイルの実践に取り組んでいく必要があります。

そのための基盤作りとして、幼少期からの環境教育をはじめ、あらゆる世代への環境学習の開催など、自然とふれあう機会の創出に取り組むとともに、環境に関する積極的な情報発信・啓発活動に努め、持続可能な社会の担い手を育むことが求められています。

また、人口減少・高齢化により、それぞれの地域だけでは、環境の保全などに関わる担い手が不足しているという課題にも直面しており、地域外の人材も含めた多様な人のつながりである関係人口を創出・拡大するための取組が求められています。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	子どもから大人まで、あらゆる世代において、多くの市民が自然の仕組みを理解し、環境に配慮した行動がとられている状態であること。
取組方針	子どもから大人まで、あらゆる世代への環境学習や自然体験等の場を提供することにより、自然の仕組みへの理解を深め、環境に配慮した行動ができる人材の育成に取り組みます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
環境学習の参加者数	自然環境、地球温暖化、ごみに関する環境学習、施設見学等の参加者数	↗	—	直近値からの向上 (2032年度)	1,410人 (2020年度)

◆主な関連計画など

- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）
- ・鏡川清流保全基本計画
- ・高知市一般廃棄物処理基本計画
- ・高知市教育振興基本計画
- ・高知市工石山青少年の家条例
- ・高知市子ども・子育て支援事業計画
- ・高知みらい科学館中期計画

◆主な取組

① 未来を担う子どもたちへの環境教育の充実

- 就学前の教育・保育施設や学校教育における環境学習、食育など、自然への関心を高める取組を推進します。
- 学校教育と連携し、副読本の活用や、清掃施設の見学ツアー等に取り組みます。
- 環境学習の場として、森林や河川等の自然環境を活用した取組を推進します。
- 子どもたちのまちづくりへの参画を通じて、環境に対する意識啓発に取り組みます。

② あらゆる世代への環境学習の充実

- 市民や事業者等が自然や生きものにふれる機会を増やすため、生きものの観察会や森林学習、作物の収穫体験や酪農体験等を推進します。
- ニーズに合わせた出前講座等の実施により、環境への意識を高める取組を推進します。

③ 環境啓発・情報発信の推進

- 広報紙やHP、SNS、LINEアカウントなどのデジタル媒体を活用して、環境に関する情報を発信します。
- 環境に関する各種イベントを通じて、環境にやさしいライフスタイルの普及啓発に取り組みます。
- 企画展やセミナーの実施により、野生生物の現状や保護の大切さを理解してもらい、生物多様性への関心を高める取組を推進します。

④ 多様な人のつながりの創出

- 本市の自然環境の魅力に気づいてもらうためのPRに取り組みます。
- 本市の自然資本など地域資源を活かした多様な関わり方を学び、実行できる人材の育成に取り組みます。

施策 11 自然と人、人と人が共生する地域づくり

◆本市の現状と課題

自然と人、人と人が共生する持続可能な社会を形成するためには、日々の生活や経済活動が健全な環境によって支えられているということを、わたしたち一人ひとりが認識するとともに、多様な主体のパートナーシップによって、それらを保全し、地域資源として活用することで、環境のみならず、地域経済や社会が抱える様々な課題の解決を図る必要があります。

平成 30 年 4 月に策定された国の「第五次環境基本計画」では、SDGs やパリ協定の考え方を踏まえながら、環境・社会・経済の統合的向上を具体化するものとして、農山漁村や都市の地域資源を持続可能な形で最大限に活かしながら、それぞれの資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」の考え方が示されました。

本市においても、水と緑に恵まれた中山間地域や、豊かな食を育む美しい田園地域、人口や経済の中心である都市部といった各地域が、ひとつの流域としてのつながりや、他の地域とのつながりによって、相互に足りない資源を補完し支え合うことで、社会・経済的課題を解決しながら地域活性化を進める「高知市版地域循環共生圏」の構築を目指して、自然と人、人と人が共生する地域づくりに取り組む必要があります。

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	一人ひとりの環境を大切にする意識が高まり、地域づくりに関わる多様な主体のパートナーシップによって、環境の保全・創造に取り組む姿が広がった状態であること。
取組方針	各種団体が行う主体的な地域活動への支援や、民間事業者と連携した環境保全活動等を推進するとともに、地域資源の活用や循環を通じて、自然と人が共生する地域づくりに取り組みます。

◆個別指標

指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値
鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数	鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数	↑	—	500 回/年 (2024 年度)	—
町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合	↑	—	60% (2030 年度)	45.7% (2022 年度)

◆主な関連計画など

- ・れんけいこうち広域都市圏ビジョン
- ・高知市中心市街地活性化基本計画
- ・高知市地域福祉活動推進計画
- ・高知市地域防災計画
- ・コミュニティ計画
- ・高知市広聴広報戦略プラン
- ・高知市移住・定住促進計画

◆主な取組

① 環境を守り次世代へつなぐ地域づくり

- ボランティア活動や公益性のある活動を行う団体等、市民活動や地域活動に関わる方への支援に取り組みます。
- 市民や各種団体が参加する環境美化活動などを通じた地域のつながりづくりを促進します。
- 流域内外の相互連携・相互補完によって、自然と人、人と人の多様な関わりとつながりづくりに取り組みます。
- 新たな人の流れをつくり、地域での支え合い活動や経済的活動の維持・活性化に取り組みます。
- 多様な主体の参画による環境の保全を図るため、協定締結企業等との連携による環境保全活動等に取り組みます。

② 地域資源を活かした取組の推進

- 豊かな自然の恵みから生まれる食文化を活かした地場産品の展示・販売を促進します。
- 地域が取り組む新商品の開発や、体験・交流イベント等の実施を支援し、地域資源の活用を促進します。

③ 広域連携の推進

- スケールメリットや相乗効果を發揮し、効果的に社会・経済的課題の解決を図るため、県内各市町村の豊かな自然環境が生み出す多様な地域資源を活かした広域連携を推進します。

コラム

～集落活動センター - 地域ぐるみで集落を支え合う仕組み - ～

集落活動センターとは、地域の住民が力を合わせて、将来にわたり「安心して暮らし続けられる集落づくり」を進めるための仕組みであり、高知市では、北七ツ渕集落活動センター「たけのこの里」、集落活動センター「梅の木」、集落活動センター「仁ノ万葉の里」の3か所を開所しています。（令和4年12月現在）



北七ツ渕集落活動センター
「たけのこの里」



集落活動センター
「梅の木」



集落活動センター
「仁ノ万葉の里」

集落活動センターって？



人口減少や少子高齢化が進行する中山間地域などにおいて、旧小学校や旧保育園等を拠点に、地域住民が地域の主体となって、地域の課題やニーズに対応する様々な地域活動を、継続的に地域ぐるみで取り組む仕組みです。



集落を維持するために必要となる住民同士の「支え合い活動」と、集落の運営を支える「経済的活動」を一体的に取り組むことが重要です。

支え合い活動
草刈り、清掃、見守り、
防災、健康づくり、祭りなど



経済的活動
農産物の栽培・加工・販売、
カフェ、事業の受託など



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

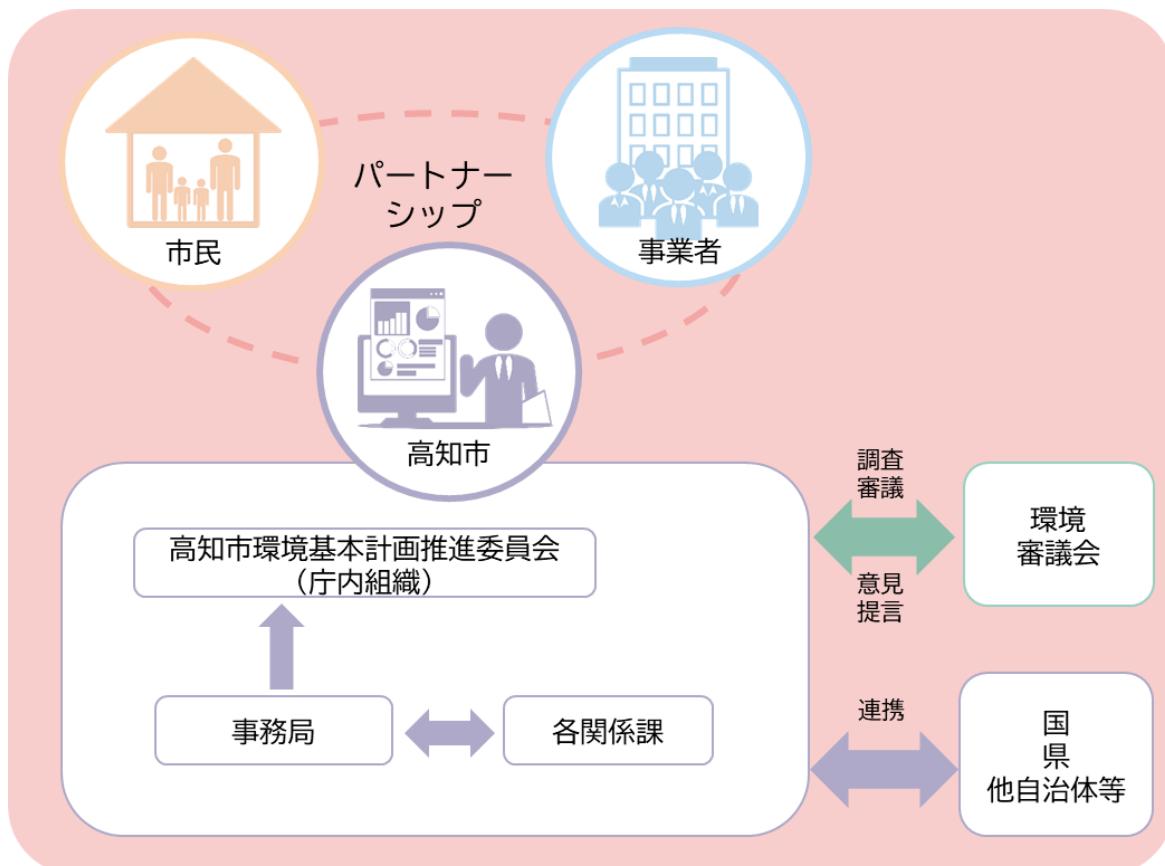
本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市のパートナーシップのもと、高知市環境審議会をはじめ、高知市環境基本計画推進委員会、各関係課及び事務局が相互に連携を図ります。

高知市環境審議会

学識経験を有する者や市民、関係行政機関の職員等が参加する附属機関であり、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、専門的見地から計画を調査審議し、意見や提言を行います。

高知市環境基本計画推進委員会

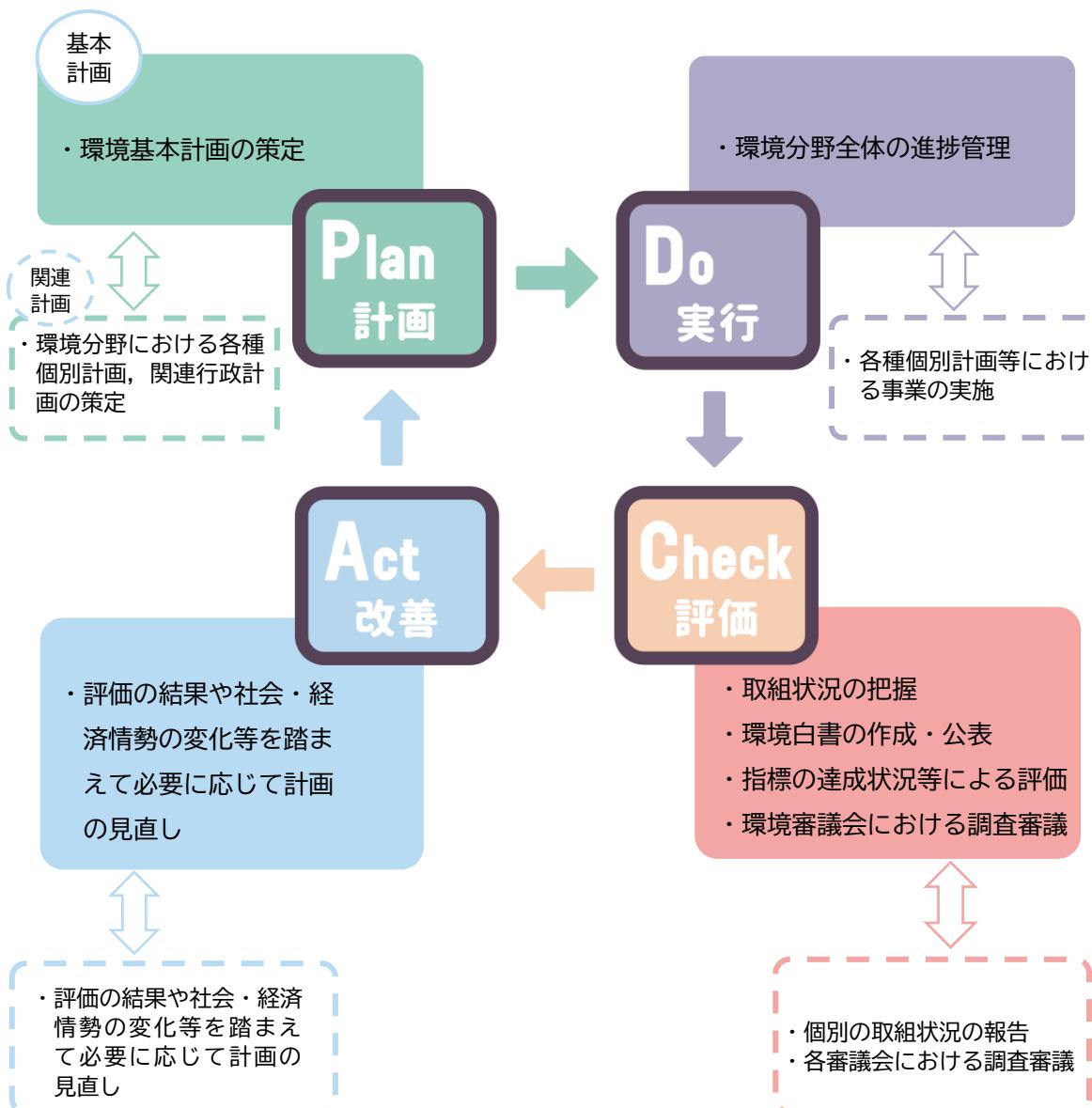
本計画を様々な部局が連携して推進するため、庁内組織である「高知市環境基本計画推進委員会」を設置し、総合的かつ計画的に取り組みます。



2 計画の進行管理

本計画は、環境分野の各種個別計画の基本的な方向性を示すマスタープランとして策定するものであり、各事業の実施を通じて、環境分野全体の進捗管理を行います。また、環境分野の各種個別計画や関連行政計画の取組状況を毎年度把握し、「高知市環境白書」としてとりまとめ、公表します。

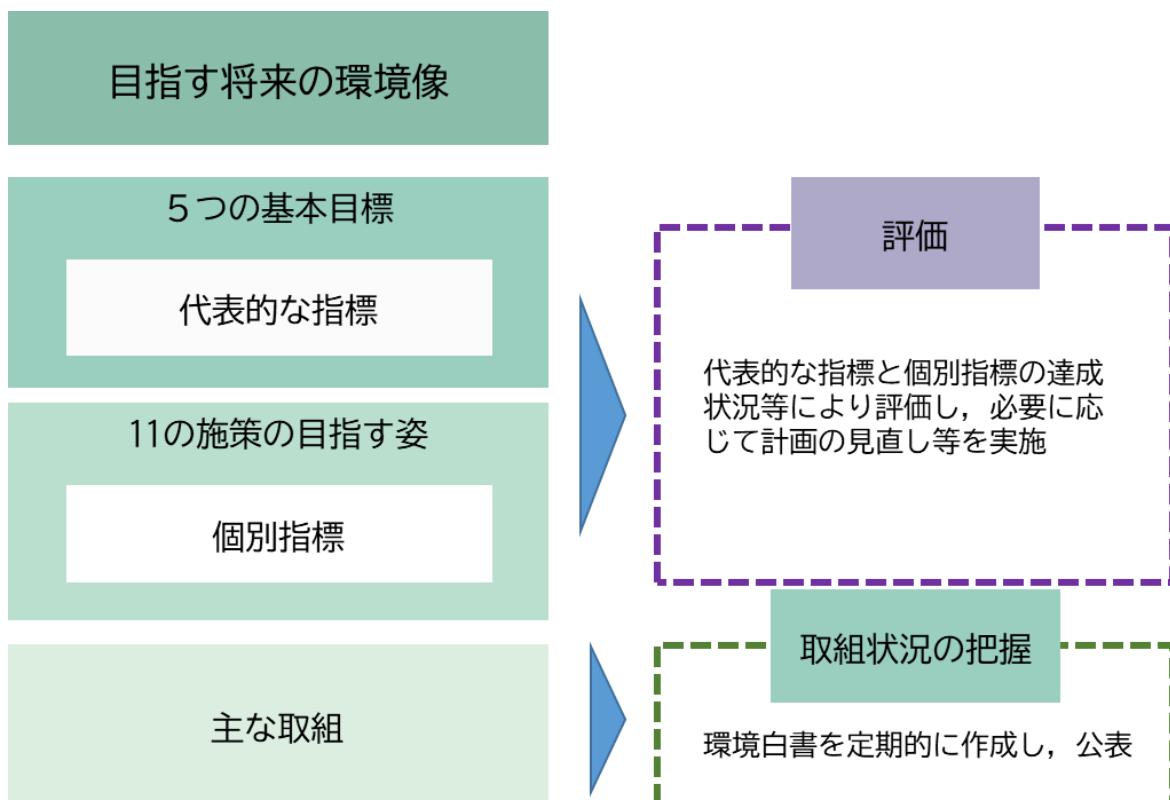
また、概ね5年を目処に、各指標の達成状況等により評価を実施し、社会・経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。



3 評価の仕組み

計画の進行管理における評価の仕組みについて、5つの基本目標や11の施策の達成に向けた各年度の取組状況を把握し、環境白書を作成・公表するとともに、高知市環境審議会において、計画の進捗状況を調査審議します。

また、概ね5年を目処に、5つの基本目標における「代表的な指標」と11の施策における「個別指標」の達成状況等により評価し、必要に応じて計画の見直し等を行います。



第6章 資料編

1 高知市の概況等

(1) 位置と地勢

本市は四国南部のほぼ中央に位置し、総面積は 309.00 km²で、県民人口の 5 割弱の人々が暮らす地方中核都市です。2005（平成 17）年に、みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村と、2008（平成 20）年に、県内有数の農業生産高を誇る春野町と合併し、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和した都市となっています。

市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。



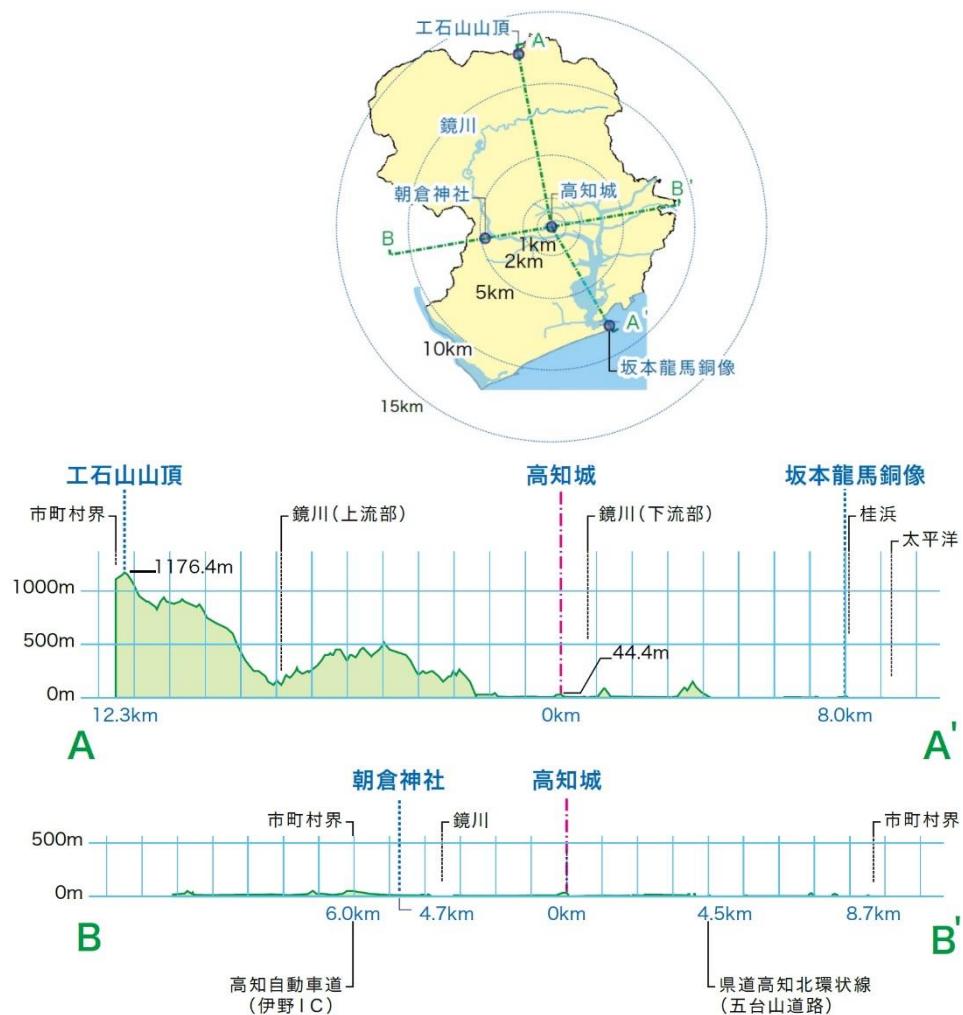
標高1,176mの工石山を有する北部の中山間地域は、豊かな自然が今も残されており、平成の名水百選に選定された清流・鏡川の源流域は、市民の憩いとやすらぎの場ともなっています。

中央の平野部は、鏡川や国分川などによって形成された沖積平野で標高が低く、特に河口付近には約7kmにわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、過去に幾多の水害を経験してきました。

南西部は、市域の西端を流れる清流・仁淀川の堆積作用によって形成された低地に田園が広がるとともに、太平洋に面した長い海岸線を擁しています。仁淀川から取水された水は、吾南用水を通じて広く地域に潤いを与え、この地域では農業が基幹産業として発展しています。

市街地に面して広がる浦戸湾は、風光明媚な景観を有するとともに、200種近い魚類が確認できる自然の多様性が豊かな汽水域でもあります。これには、鏡川など多くの河川がもたらす、懐の深い中山間地域からの豊かな栄養分が大きく関係しています。

市の南北方向には、海拔ゼロメートルの臨海地から、一部が冷温帯に属する標高1,200m近い山岳までの高低差が見られ、暖温帯から冷温帯にかけて属する多様な植物相を有しています。一方、東西方向には、中央部に広く平地が分布するなど、比較的平坦な移動しやすい地形が続いています。



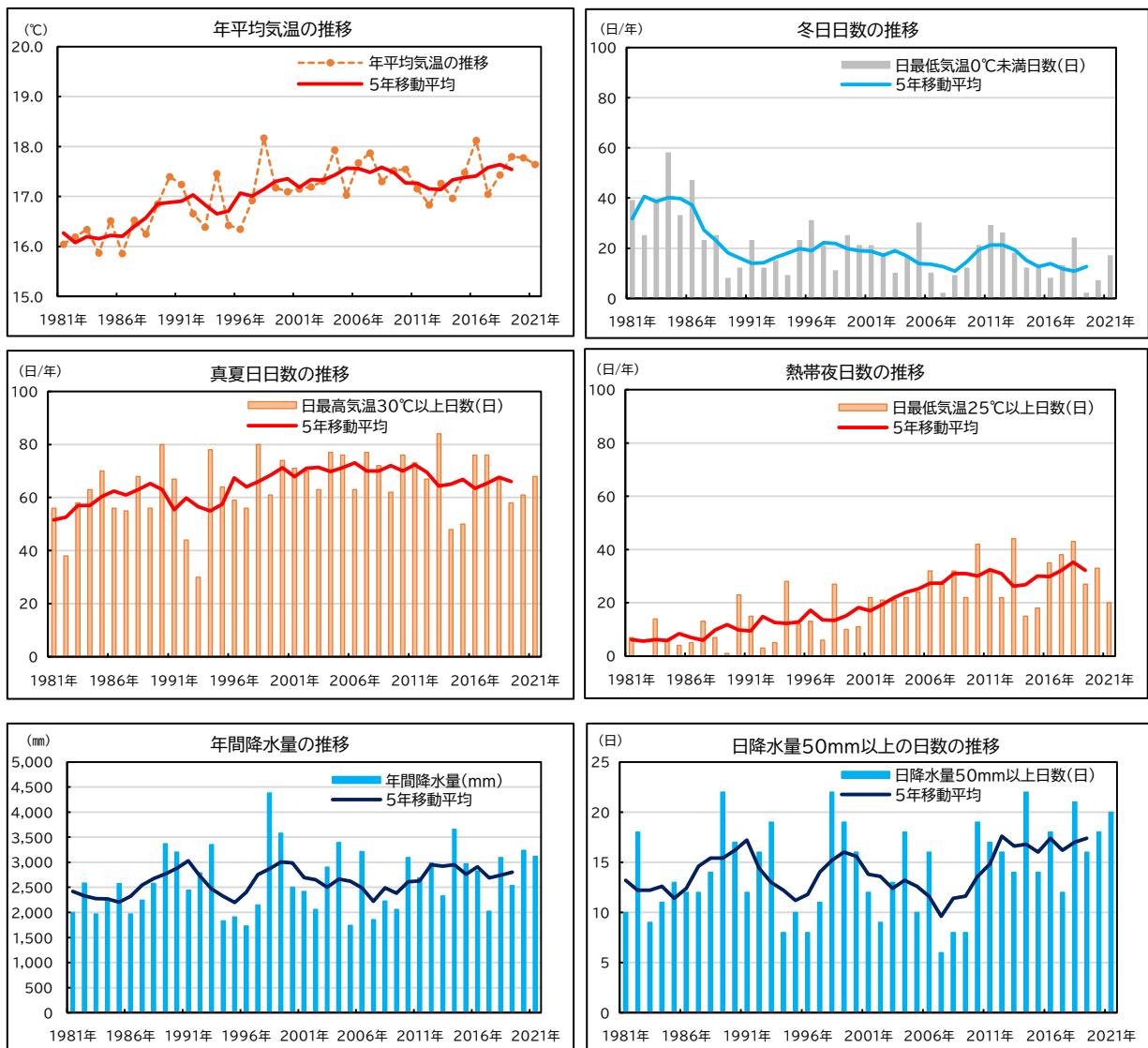
資料：高知市 2011 高知市総合計画

(2) 気候

本市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路にあたることから、年によっては3,000mmを超す世界的にも有数の降水量があります。また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1～2度ほど高く、総じて温暖です。

このように、高知市は植物の生育条件として重要な水、光及び気温に恵まれており、農作物などの生産に有利な気候条件にあります。

しかしながら、近年、地球温暖化の進行により、記録的な猛暑や集中豪雨など気候変動による影響が現れ始めています。本市では1981（昭和56）年から2021（令和3）年までの40年間で、年平均気温が1.6℃上昇しており、気温の上昇に伴い、冬日の年間日数は減少傾向、真夏日及び熱帯夜の年間日数は増加傾向にあります。また、年間降水量及び日降水量50mm以上の日数は増減していますが、長期的にみると横ばい傾向です。



資料:気象庁 各種データ・資料

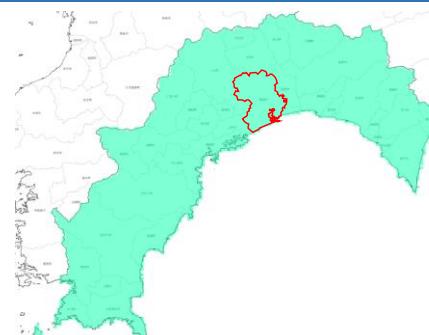
「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した「第5次評価報告書」（2014（平成26）年度）に示されるシナリオに基づき、本市の21世紀末（2081～2100年）における地球温暖化による主な影響は、次のとおり予測されています。

※20世紀末（1981年～2000年）を基準とした影響について示しています。

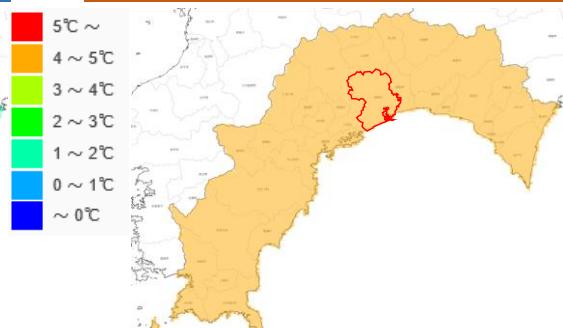
■年平均気温

厳しい地球温暖化対策を実施した場合は1～2℃、地球温暖化対策を実施しなかった場合は4～5℃上昇すると予測されます。

厳しい地球温暖化対策を実施した場合
(RCP2.6)



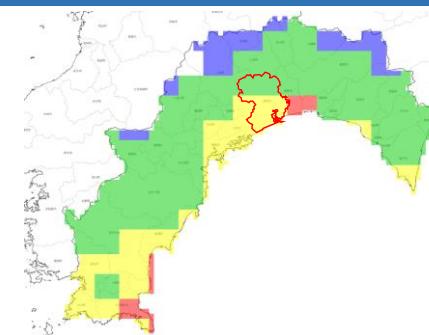
地球温暖化対策を実施しなかった場合
(RCP8.5)



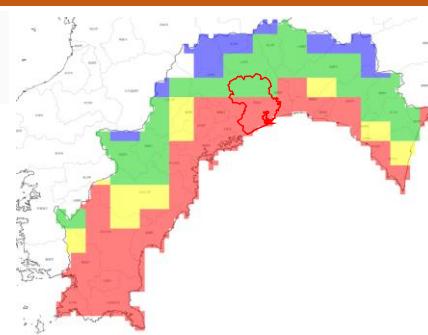
■コメ収量（品質重視）

厳しい地球温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）は0.5～1倍、地球温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5）は0.5倍未満となる地域が出てくると予測されます。

厳しい地球温暖化対策を実施した場合
(RCP2.6)



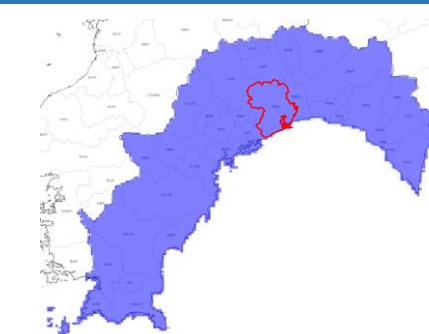
地球温暖化対策を実施しなかった場合
(RCP8.5)



■熱中症搬送者数

厳しい地球温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）は1～1.6倍、地球温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5）は3～4倍に増加すると予測されます。

厳しい地球温暖化対策を実施した場合
(RCP2.6)



地球温暖化対策を実施しなかった場合
(RCP8.5)



出典：国立研究開発法人国立環境研究所
気候変動適応情報プラットフォーム

(3) 人口及び世帯数

高知市の総人口は、2005（平成 17）年までは増加傾向にありました。以降は減少しており、2020（令和 2）年国勢調査の結果では、326,545 人となっています。一方、世帯数は総じて増加傾向にあり、2020（令和 2）年の総世帯数は 154,171 世帯となっています。

1 世帯当たりの人員は減少傾向にあり、2020（令和 2）年で 2.12 人となっています。なお、高知市では単身世帯の割合が高く、2020（令和 2）年で 42.4% と全国平均（38.0%）を大きく上回っています。

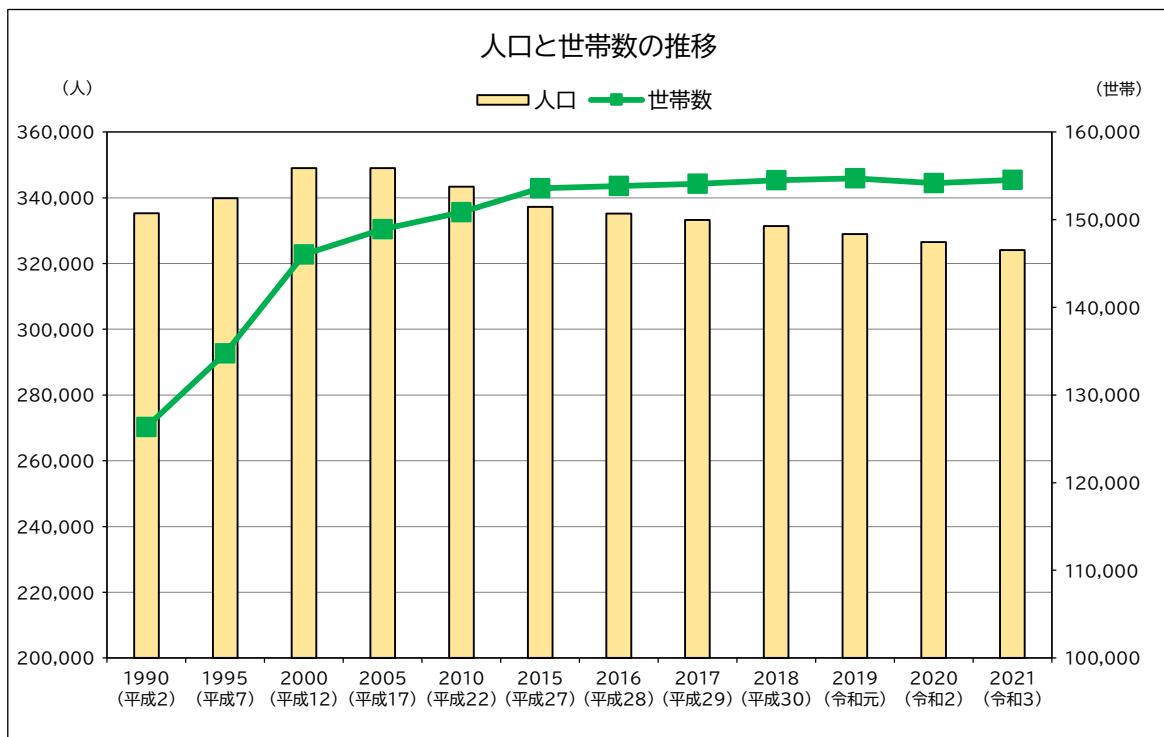
■人口及び世帯数の推移

（人・世帯）

	1990 年 (平成 2)	1995 年 (平成 7)	2000 年 (平成 12)	2005 年 (平成 17)	2010 年 (平成 22)	2015 年 (平成 27)
人 口	335,287	339,864	348,979	348,990	343,393	337,190
世 帯 数	126,343	134,742	146,014	148,902	150,857	153,594
1 世帯当たり人数	2.65	2.52	2.39	2.34	2.28	2.20

	2016 年 (平成 28)	2017 年 (平成 29)	2018 年 (平成 30)	2019 年 (令和元)	2020 年 (令和2)	2021 年 (令和3)
人 口	335,231	333,284	331,368	328,937	326,545	324,099
世 帯 数	153,824	154,098	154,490	154,703	154,171	154,519
1 世帯当たり人数	2.18	2.16	2.14	2.13	2.12	2.10

資料：総務省 国勢調査、2016（平成 28）から 2019（令和元）、2021（令和 3）は高知市推計人口（各年 10 月 1 日現在）



(4) 年齢別人口の割合

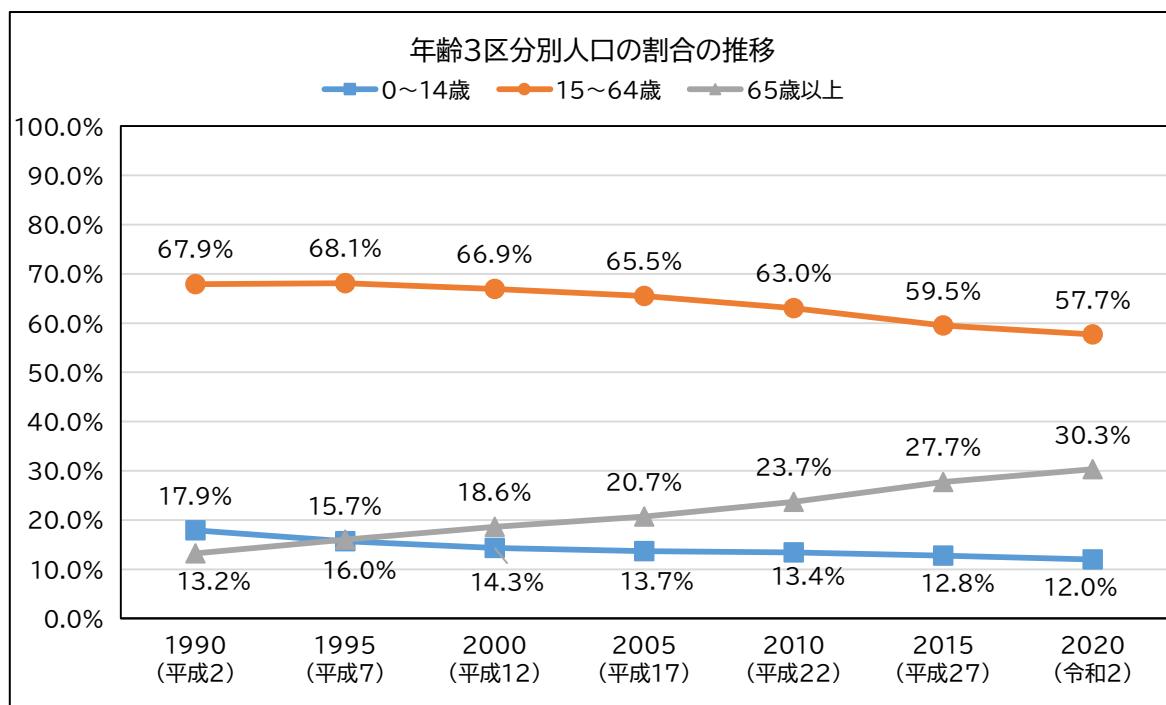
年齢3区分別人口の割合を見ると、2020（令和2）年現在で0～14歳が12.0%，15～64歳が57.7%，65歳以上が30.3%となっており、年々高齢化率の上昇、若年層の減少が進んでいます。

■年齢3区分別人口の割合の推移

	1990年 (平成2)	1995年 (平成7)	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)
0～14歳	17.9%	15.7%	14.3%	13.7%	13.4%	12.8%	12.0%
15～64歳	67.9%	68.1%	66.9%	65.5%	63.0%	59.5%	57.7%
65歳以上	13.2%	16.0%	18.6%	20.7%	23.7%	27.7%	30.3%

資料：総務省 国勢調査（各年10月1日現在）

旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。端数調整等の関係で表記数値合計は100%にならない。



(5) 産業大分類別の事業所数

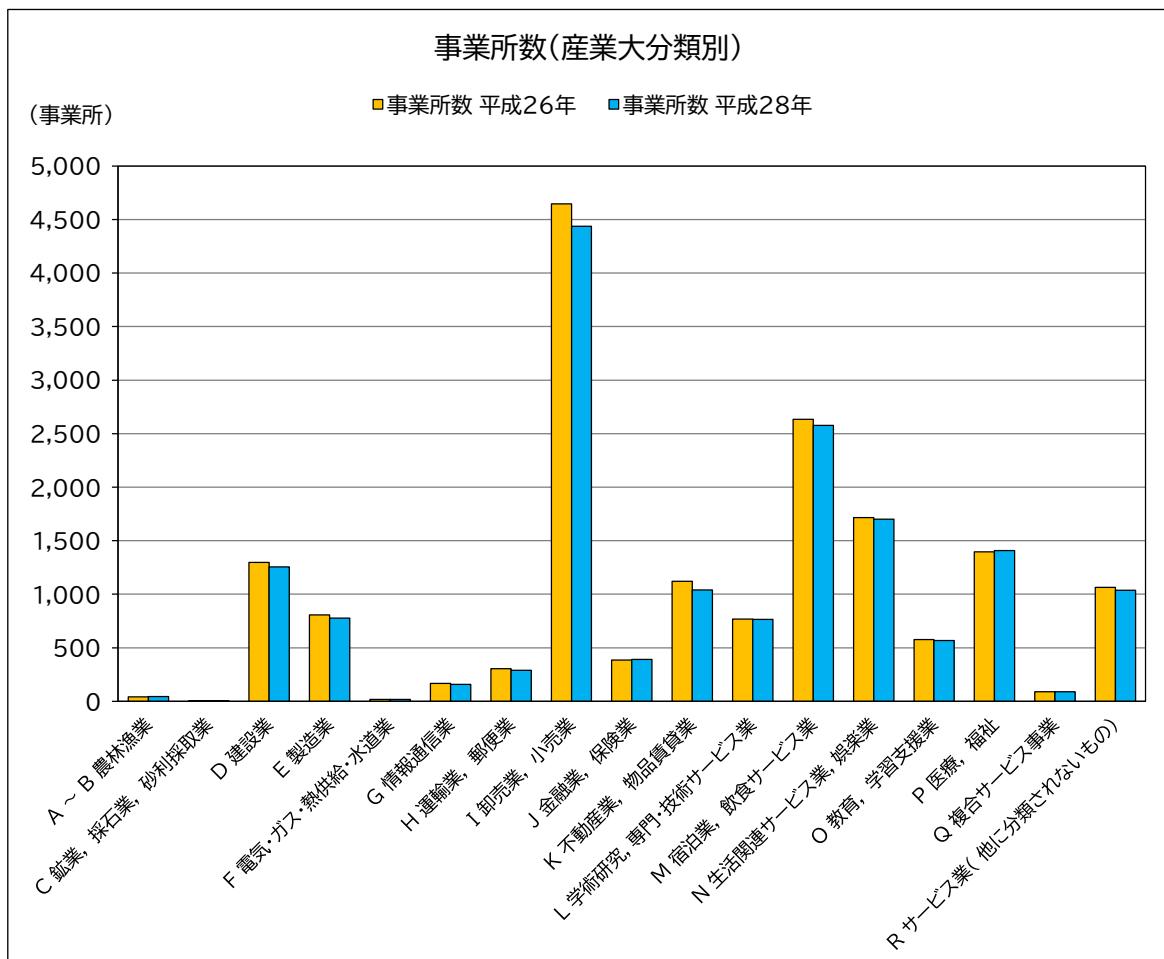
「平成 28 年経済センサス-活動調査」について、産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業、小売業」が 4,436 事業所（構成比 26.8%）と最も多く、続いて「宿泊業、飲食サービス業」が 2,576 事業所（構成比 15.6%）、「生活関連サービス業、娯楽業」が 1,700 事業所（構成比 10.3%）、「医療、福祉」が 1,407 事業所（構成比 8.5%）となっています。

「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」と比較すると、「農林漁業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」「医療、福祉」、「複合サービス事業」以外の産業で事業所数が減少しており、中でも「卸売業、小売業」は 209 事業所（前回比 4.5% 減）と最も減少しています。

■産業大分類別の事業所数

産業大分類	事業所数		構成比(%)		平成 26~28 年	
	平成 26 年	平成 28 年	平成 26 年	平成 28 年	増加数	増加率(%)
合計	17,037	16,555	100.0	100.0	△ 482	△ 2.8
A～B 農林漁業	41	44	0.2	0.3	3	7.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	6	5	0.0	0.0	△ 1	△ 16.7
D 建設業	1,298	1,256	7.6	7.6	△ 42	△ 3.2
E 製造業	808	776	4.7	4.7	△ 32	△ 4.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18	19	0.1	0.1	1	5.6
G 情報通信業	168	157	1.0	0.9	△ 11	△ 6.5
H 運輸業、郵便業	305	291	1.8	1.8	△ 14	△ 4.6
I 卸売業、小売業	4,645	4,436	27.3	26.8	△ 209	△ 4.5
J 金融業、保険業	384	390	2.3	2.4	6	1.6
K 不動産業、物品賃貸業	1,120	1,040	6.6	6.3	△ 80	△ 7.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	769	765	4.5	4.6	△ 4	△ 0.5
M 宿泊業、飲食サービス業	2,634	2,576	15.5	15.6	△ 58	△ 2.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,716	1,700	10.1	10.3	△ 16	△ 0.9
O 教育、学習支援業	578	567	3.4	3.4	△ 11	△ 1.9
P 医療、福祉	1,395	1,407	8.2	8.5	12	0.9
Q 複合サービス事業	89	90	0.5	0.5	1	1.1
R サービス業(他に分類されないもの)	1,063	1,036	6.2	6.3	△ 27	△ 2.5

資料:高知市 高知市の事業所－平成 28 年経済センサス-活動調査結果－(令和3年4月)



(6) 産業大分類別の従業者数

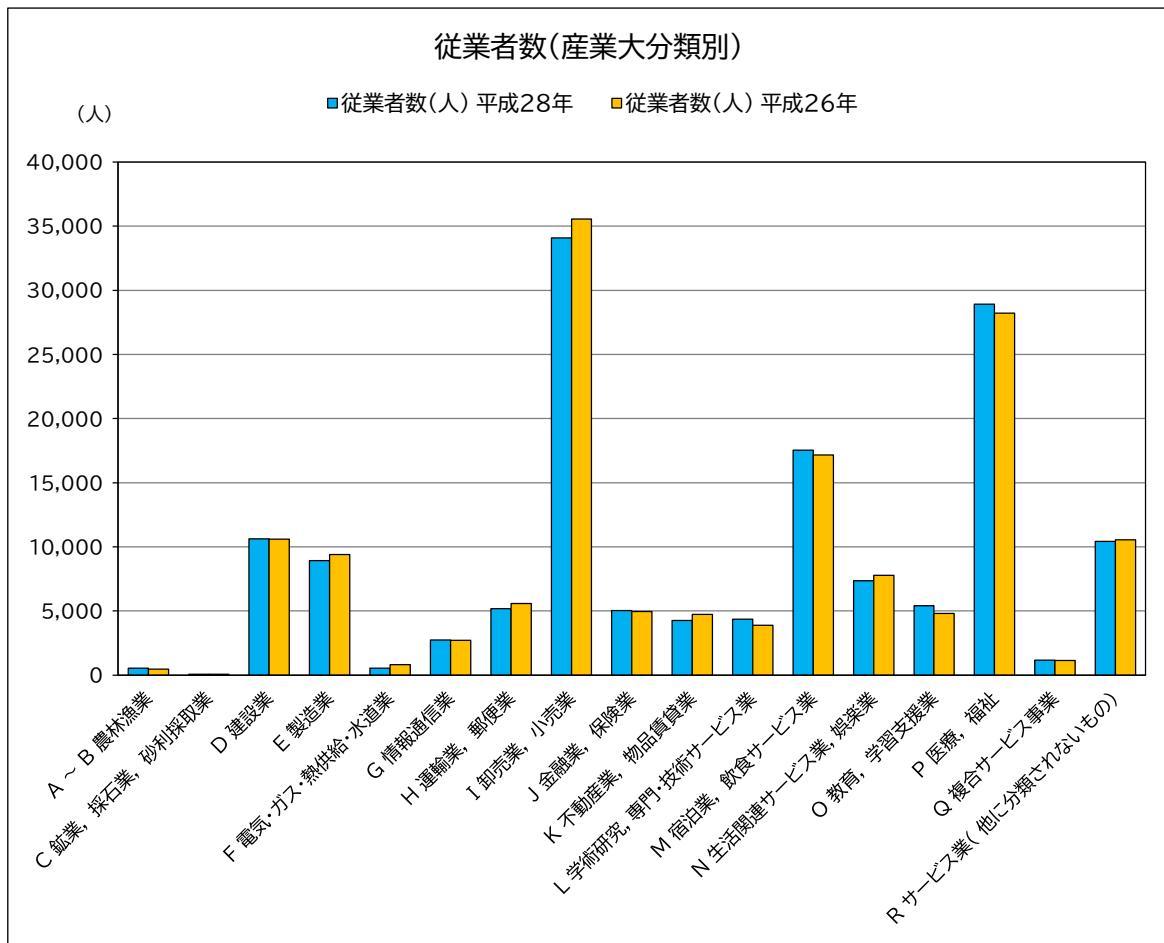
「平成 28 年経済センサス-活動調査」について、産業大分類別に従業者数をみると、「卸売業、小売業」が 34,089 人(構成比 23.2%)と最も多い、続いて「医療、福祉」が 28,923 人(構成比 19.7%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 17,545 人(構成比 11.9%)となっています。

平成 26 年経済センサス - 基礎調査と比較すると、「農林漁業」、「建設業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」で増加しています。

■産業大分類別の従業者数

産業大分類	従業者数(人)		構成比(%)		平成 26~28 年	
	平成 26 年	平成 28 年	平成 26 年	平成 28 年	増加数	増加率(%)
合 計	148,468	147,187	100.0	100.0	△ 1,281	△ 0.9
A～B 農林漁業	466	545	0.3	0.4	79	17.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	70	60	0.0	0.0	△ 10	△ 14.3
D 建設業	10,609	10,634	7.1	7.2	25	0.2
E 製造業	9,405	8,928	6.3	6.1	△ 477	△ 5.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	824	543	0.6	0.4	△ 281	△ 34.1
G 情報通信業	2,712	2,747	1.8	1.8	35	1.3
H 運輸業、郵便業	5,592	5,180	3.8	3.5	△ 412	△ 7.4
I 卸売業、小売業	35,547	34,089	23.9	23.2	△ 1,458	△ 4.1
J 金融業、保険業	4,952	5,026	3.3	3.4	74	1.5
K 不動産業、物品賃貸業	4,737	4,254	3.2	2.9	△ 483	△ 10.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	3,892	4,355	2.6	3.0	463	11.9
M 宿泊業、飲食サービス業	17,157	17,545	11.6	11.9	388	2.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	7,788	7,354	5.2	5.0	△ 434	△ 5.6
O 教育、学習支援業	4,811	5,423	3.2	3.7	612	12.7
P 医療、福祉	28,226	28,923	19.0	19.7	697	2.5
Q 複合サービス事業	1,137	1,156	0.8	0.8	19	1.7
R サービス業(他に分類されないもの)	10,543	10,425	7.1	7.1	△ 118	△ 1.1

*資料:高知市 高知市の事業所－平成28年経済センサス-活動調査結果－(令和3年4月)



(7) 森林の現状

森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然・生活環境の保全等、多面的な機能の発揮を通じて市民の生活と深く結びついています。さらに、地球温暖化を防止するための二酸化炭素の吸収・貯蔵機能の重要性については、地球規模で考えなければなりません。

本市の土地面積 30,900ha のうち、森林面積は 17,098ha で、森林比率は約 55%となっています。戦後続けられてきた造林の推進により、民有林のうち人工林の面積は 7,935ha で、人工林率は 47% となっており、豊富な森林資源が形成されています。これらの人工林では、50 年生を超えるスギ、ヒノキの割合が 60% を超えており、この成熟した森林資源を有効活用する時期が到来しています。

環境保全・地球温暖化防止等の観点からも、森林資源の活用が見直され、その需要が徐々に高まっていますが、林業の採算性の悪化や林業従事者の減少等により、間伐などの適正な森林施業が実施されない人工林や、伐採しても再び植栽等が行われない状況も見られ、持続可能な林業経営への影響が懸念されています。

■森林面積

単位：ha

区域面積	森林面積						森林比率	
	国有林	民有林				小計		
		県有林	市有林	その他	小計			
30,900	166	183	838	15,911	16,933	17,098	55%	

※森林面積は高知県資料（令和4年3月31日現在）

※国有林は林野庁所管分

※総数は、端数処理のため内訳と一致しない

■民有林の林種別面積

単位：ha

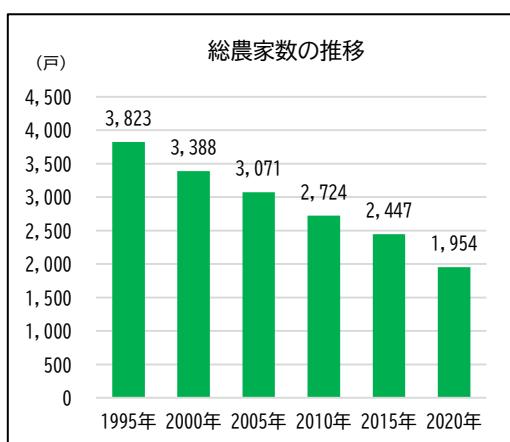
総面積	人工林		天然林		竹林	その他	人工林率
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
16,933	7,917	18	230	7,889	793	86	47%

※高知県資料（令和4年3月31日現在）

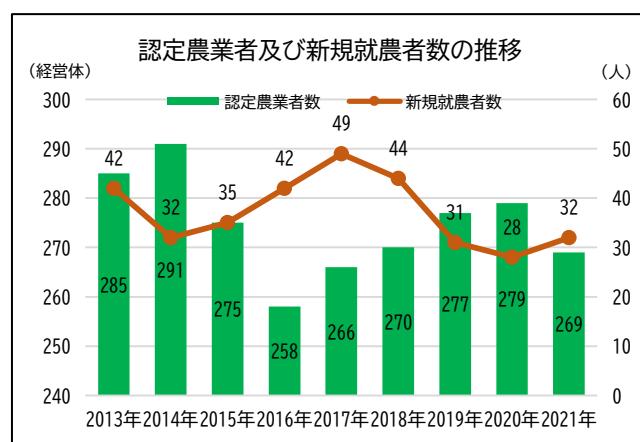
(8) 農業の現状

農業は、農産物を生産・供給するだけではなく、国土保全や水源涵養、自然環境の保全等、多面的機能を併せ持っており、重要な役割を果たしています。しかし、燃料費や生産資材費の高騰、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化による担い手不足などの課題を抱えており、全国的に農業は衰退傾向にあります。

本市においても、総農家数の減少に伴い、2021（令和3）年の認定農業者数は269経営体となっています。また、新規就農者については、各種補助制度の充実や関係機関及び受入農家等による育成支援によって、2017（平成29）年には増加しましたが、2019（令和元）年からは減少傾向に転じているのが現状です。



※資料 農林水産省 農林業センサス



※資料 高知市認定農業者連絡協議会総会資料
高知農業改良普及所 新規就農者調査

また、中山間地域においては、小規模農家によって集落機能が支えられており、集落の多くが中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の特色を活かした農業を展開しています。

■中山間地域等直接支払交付金の推移

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
団体数 (団体)	39	39	39	35	35
面積 (ha)	401.5	401.1	411.9	385.4	392.9

鏡川で確認されている絶滅危惧種等（2017 鏡川清流保全基本計画策定時点）

No.	種名	環境省 (2015)	高知県 (2002)
1	ニホンウナギ	EN	
2	ドロクイ	EN	VU
3	ゲンゴロウブナ(外来種*)	EN	
4	ヤリタナゴ	NT	EN
5	アブラボテ(外来種*)	NT	
6	ハス(外来種*)	VU	
7	モツゴ		VU
8	ゼゼラ(外来種*)	VU	
9	スゴモロコ(外来種*)	VU	
10	ドジョウ	DD	VU
11	シマドジョウ		VU
12	アカザ	VU	EN
13	サツキマス	NT	
	アマゴ	NT	
14	ミナミメダカ	VU	EN
15	カマキリ	VU	VU
16	カジカ	EN	EX
17	アカメ	EN	CR
18	チワラスポット	EN	CR
19	シロウオ	VU	EN



カテゴリー

EX: 絶滅
VU: 絶滅危惧 II 類
CR: 絶滅危惧 IA 類
NT: 準絶滅危惧
EN: 絶滅危惧 IB 類
DD: 情報不足

注) *は他の県又は流域から持ち込まれた国内移入種のため、高知県では絶滅危惧種等に該当しません。

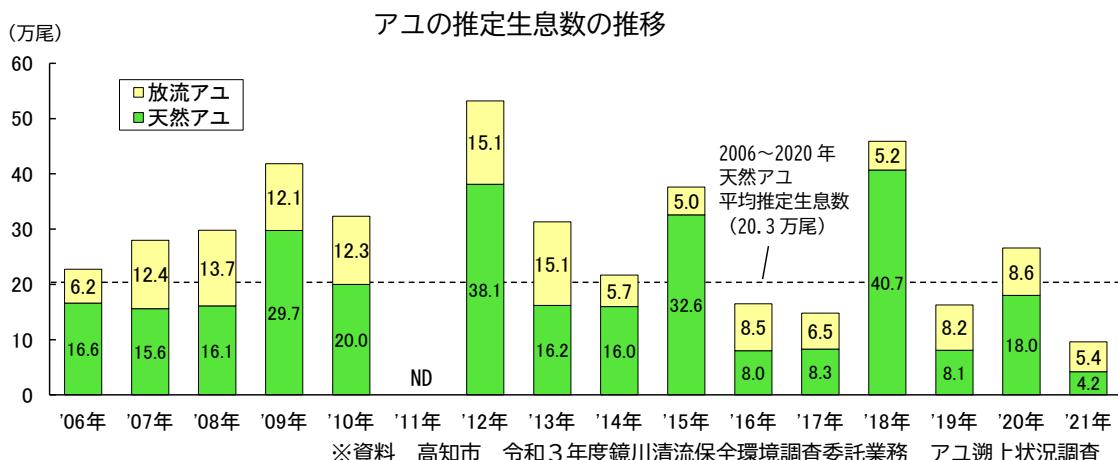
注) 2017 年に高知県レッドリスト（動物編）2017 改訂版が発行されています。

※資料 高知市 2017 鏡川清流保全基本計画

■ アユ

アユは清流のシンボルとされ、鏡川を代表する水産重要種でもあります。かつて（1980（昭和 55）年前後）は年間 50 t を超えるアユが漁獲されていましたが、1985（昭和 60）年以降、減少し始め、2000（平成 12）年以降には 10 t にも満たない年も現れるようになっています。

アユの遡上状況調査を開始した 2006（平成 18）年以降における各年の天然アユと放流アユの推定生息数は以下のとおりで、2021（令和 3）年度は 4.2 万尾と最も少なく、既往調査平均値（20.3 万尾）の 2 割程度でした。今後、天然アユの生息数の回復に向けて、親魚や産卵場の保護等の各種対策の継続・実施が望まれています。



■ ホタル

鏡川の水辺に見られる昆虫類のうち、発光するホタルは初夏の風物詩として市民に親しまれています。

本市では、ホタルの乱獲防止やその保護を図ることを目的に「高知市ほたる条例」を制定（1986年4月）し、市内全域で営利目的による捕獲を禁止しました。しかし、その後もホタルが捕獲される事態が見受けられたため、2013（平成25）年4月には営利目的以外の捕獲等も原則禁止としました。

さらに2014（平成26）年1月には、市内6か所で指定保護区域を設定しています。



ゲンジボタル

■ 鏡川流域の鳥類

鏡川は源流域から河口までの多様な自然環境を有することから、四季折々に様々な野鳥が生息し、高知市内ではそれらの保護、繁殖を目的として、6か所の鳥獣保護区（浦戸湾、大津、工石山、鏡ダム、高ノ森、筆山の各鳥獣保護区）が定められています。

鏡川流域ではこれまでに95種の鳥類が確認され、これは県内で確認された鳥類（335種）の約30%に相当します。ただし、流域全体を十分に調査したものではないため、今後の調査により、詳細な実態が明らかになることが期待されます。



カワセミ

■ 植物

植物は庭先や道端など身近に生育するものから、山奥にひっそりと生育するものまで、多種多様に存在しています。また、四季折々に咲く花々、初夏の新緑や秋の紅葉は私達の目を楽しませ、イタドリやゼンマイ、ワラビなどの山菜は季節の味覚として市民の暮らしに欠かせないものとなっています。2014年に高知県牧野記念財団が整理をした「高知県産植物の市町村別分布 2014年改訂版」によると、春野町を除く高知市域では、これまでに帰化植物等を含め1,923種の植物が確認されており、この数は、高知県で確認されている植物種の約6割に相当します。

一方、2014年度の時点で、過去に高知市で生育が確認されていた植物のうち15種は絶滅したと考えられています。高知県レッドリスト（植物編）2010改訂版では、生育種の約10%にあたる169種が絶滅危惧種に指定されており、これらの植物の減少する要因として、森林伐採や道路工事などの開発行為、園芸や薬用を目的とした採取、農地や里山等の管理放棄等による植生変化等が挙げられています。また、近年では個体数や生息範囲を増加させつつあるニホンジカによる食害が新たな減少要因として問題視されています。

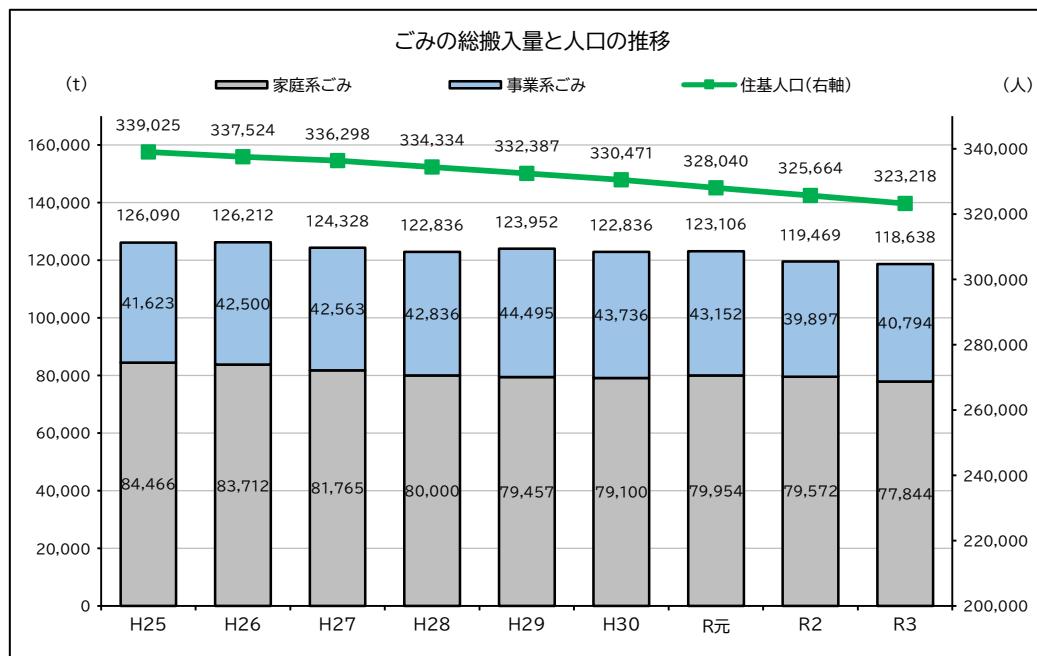
※資料 高知市 2017鏡川清流保全基本計画

(10) 一般廃棄物処理の状況

本市では、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、ごみの減量や資源回収率の向上などに取り組んでいます。ごみ排出量等の推移は、次のとおりです。

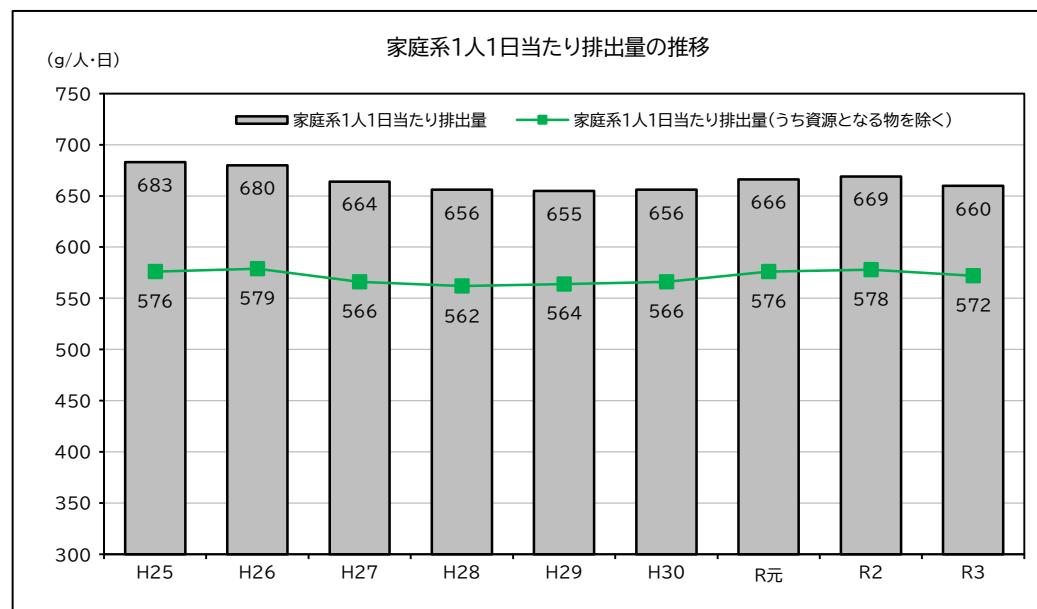
① ごみの総搬入量と人口の推移

本市のごみの総搬入量は、人口減少とともに減少傾向にあります。



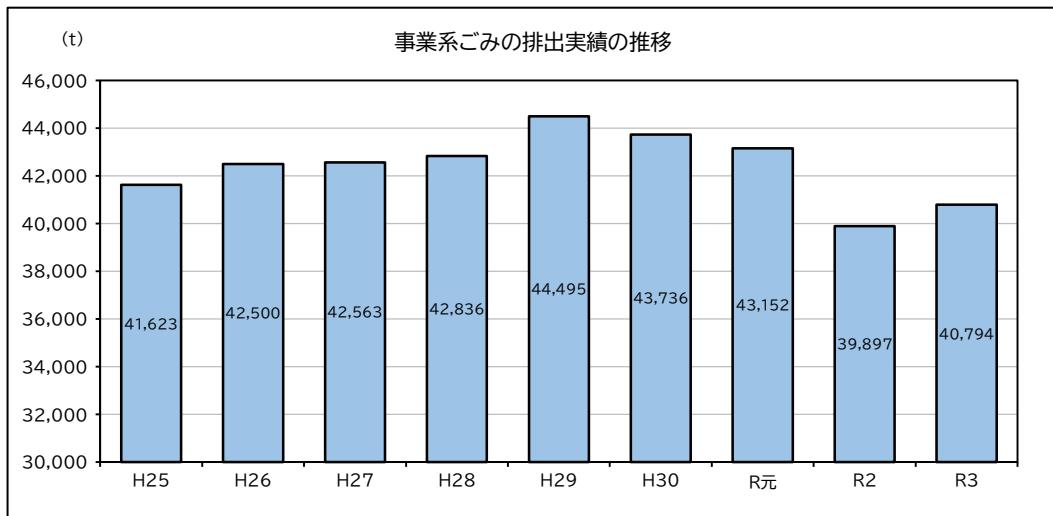
② 家庭系1人1日当たり排出量の推移

家庭系1人1日当たりの排出量は、2017（平成29）年度まで減少傾向で推移していましたが、近年は微増に転じています。資源となる物を除いた場合も、近年微増の傾向です。



③ 事業系ごみの排出量の推移

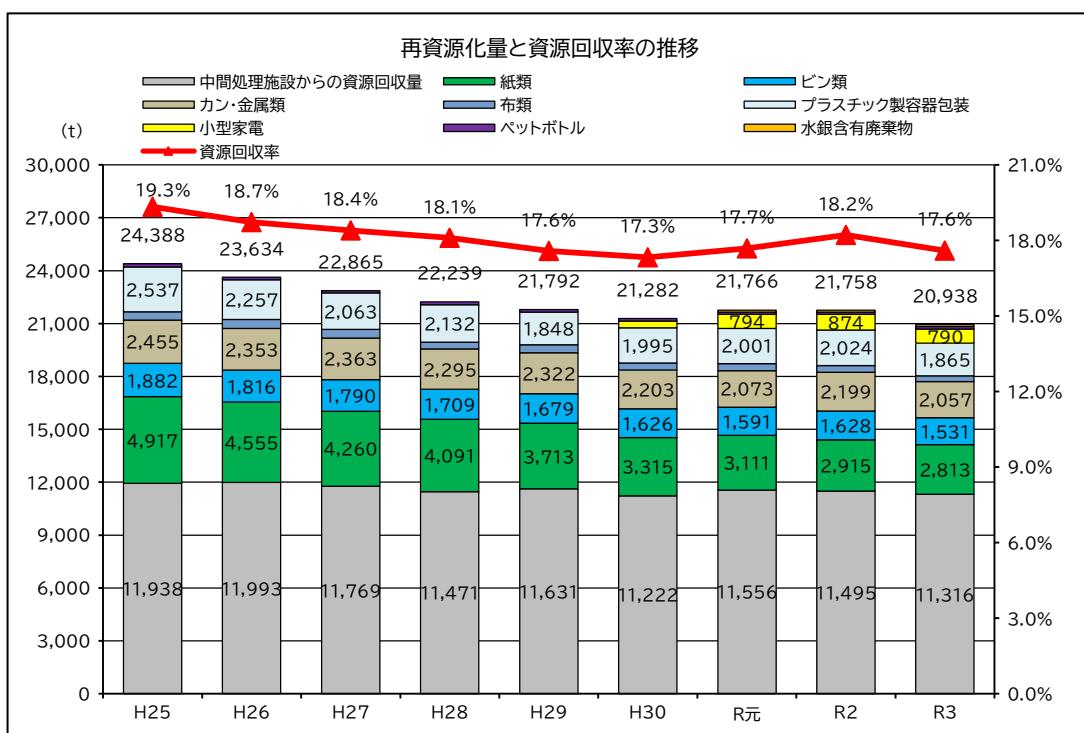
事業系ごみの排出量は、2017(平成 29)年度をピークに減少傾向にあります。なお、2020(令和 2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の低迷により、排出量が大きく減少したものと推測されます。



④ 事業系ごみの排出量の推移

本市の再資源化量（積み上げ棒グラフ）は、減少傾向で推移しており、資源回収率も減少傾向で推移しています。

再資源化量の約半分を占める中間処理施設からの資源回収量（高知市清掃工場の焼却灰等）は、横ばいで推移しており、家庭から排出される資源物等が減少している状況です。

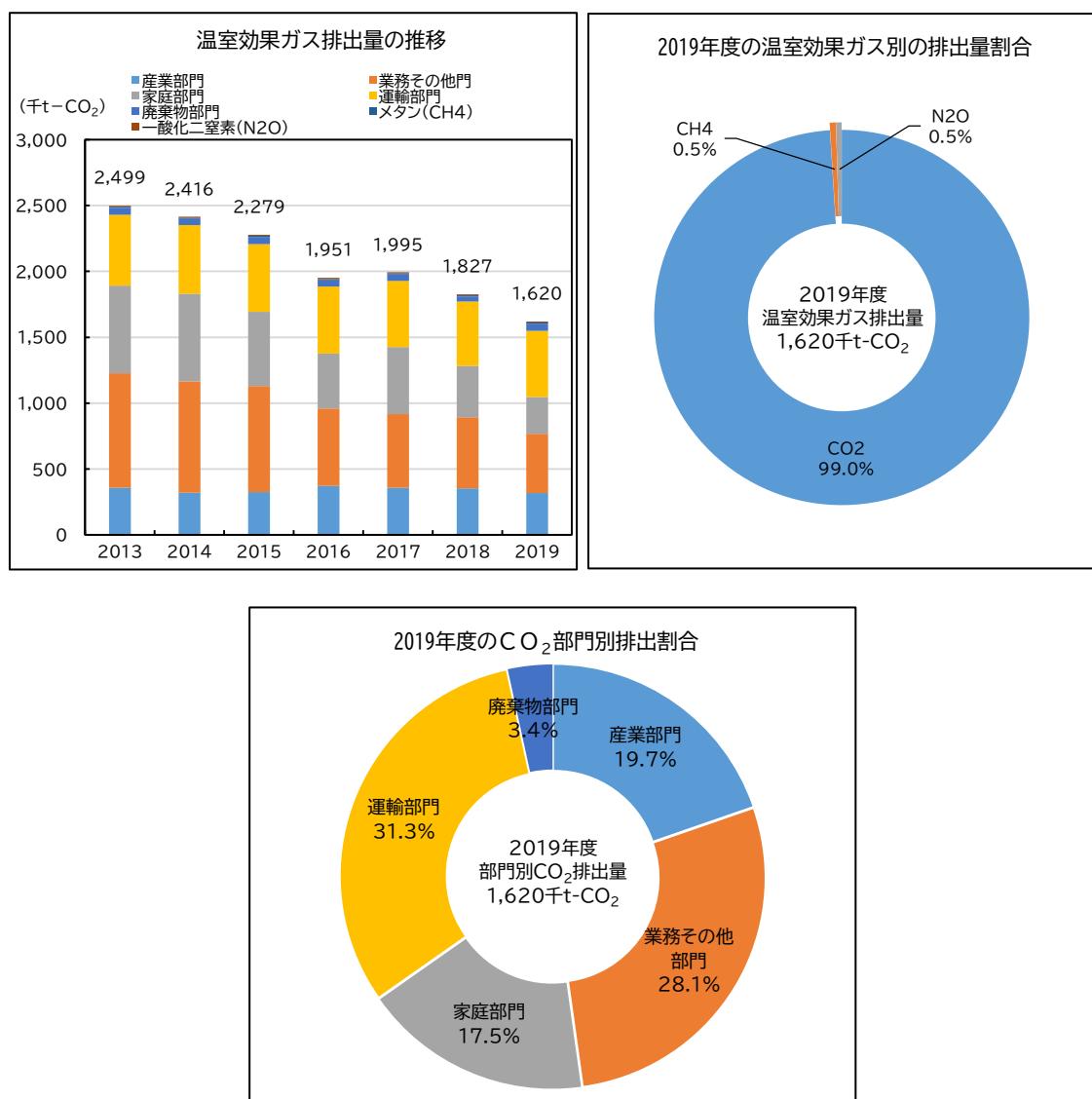


(11) 温室効果ガス排出量の状況

① 温室効果ガス排出量の推移

市域における温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度以降、減少傾向で推移し、直近実績の2019(令和元)年度では、1,620千t-CO₂となっています。また、温室効果ガス別の排出量割合では、CO₂が99%を占めている状況です。

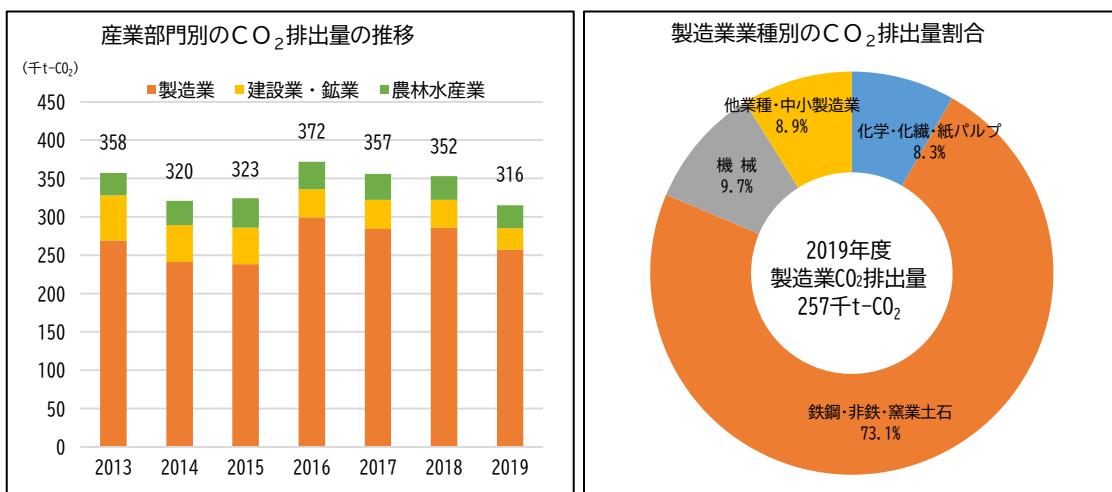
CO₂の部門別排出割合は、割合が大きい順に、「運輸部門」が31.3%、「業務その他部門」が28.1%、「産業部門」が19.7%、「家庭部門」が17.5%となっています。



② 部門別のCO₂排出量

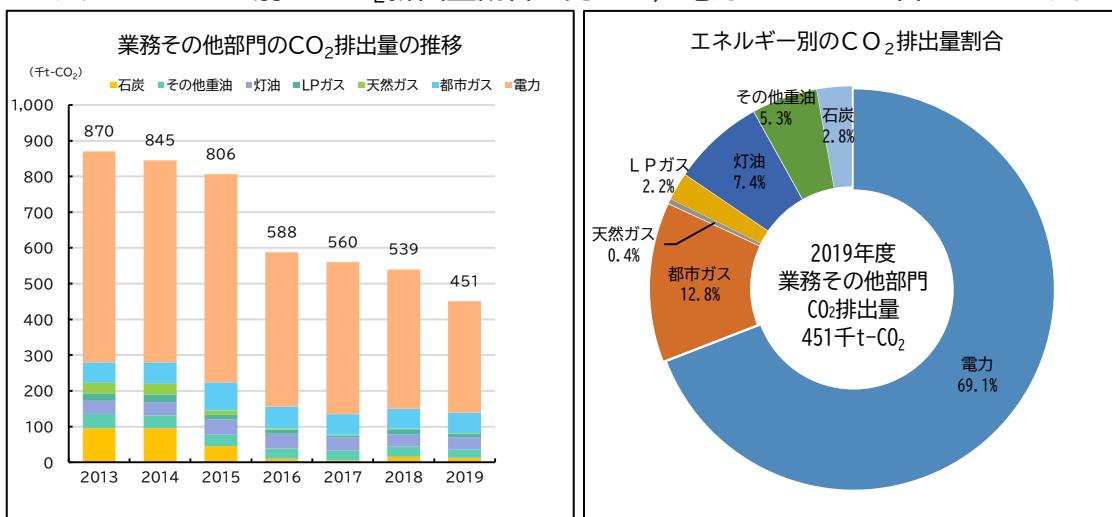
■ 産業部門

産業部門の2019（令和元）年度のCO₂排出量は316千t-CO₂となっています。産業部門の排出量の約8割を占める「製造業」のCO₂排出量は、257千t-CO₂となっており、そのうち、「鉄鋼・非鉄・窯業土石」が73.1%を占めています。



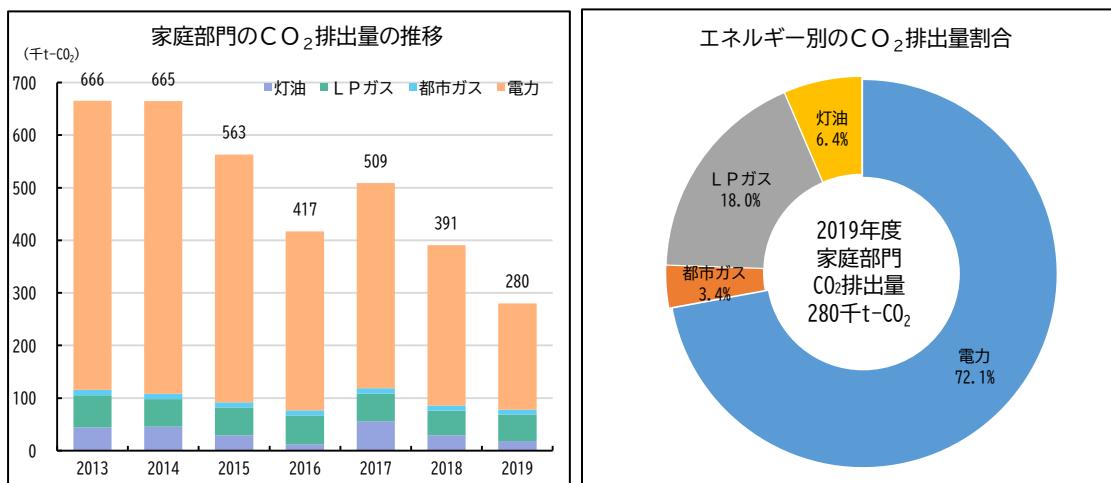
■ 業務その他部門

業務その他部門の2019（令和元）年度のCO₂排出量は451千t-CO₂となっています。エネルギー別のCO₂排出量割合で見ると、電力が69.1%を占めています。



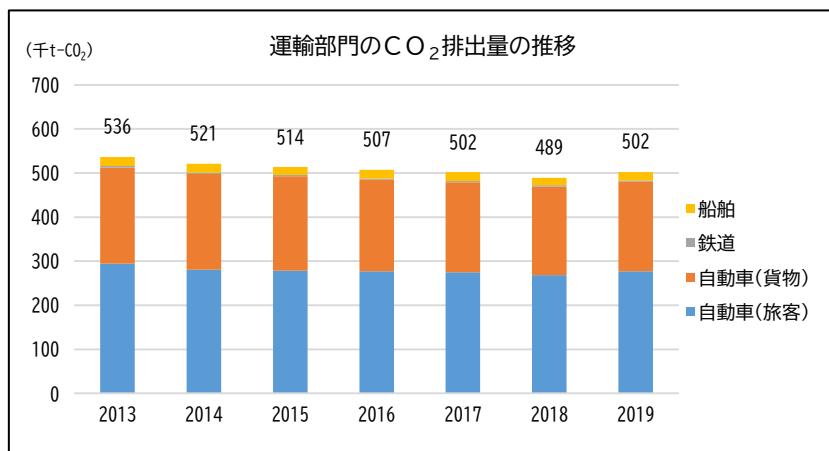
■ 家庭部門

家庭部門の2019（令和元）年度のCO₂排出量は280千t-CO₂となっています。エネルギー別のCO₂排出量割合で見ると、電力が72.1%を占めています。



■ 運輸部門

運輸部門の2019（令和元）年度のCO₂排出量は502千t-CO₂となっています。運輸部門のCO₂排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。



(12) 水質の状況

① 人の健康の保護に関する環境基準

本市では、年1回人の健康の保護に関する有害項目について測定しており、測定項目全てにおいて環境基準を達成しています。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	シマジン	0.003mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	フッ素	0.8mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	ホウ素	1mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下		

② 河川の環境基準の状況

本市の主要7河川や浦戸湾の水質は、全般的に見ると改善の傾向にあります。近年、小規模事業場や家庭排水等による河川の汚濁の影響がありますが、現状の河川のBOD値は環境基準を達成しています。

■河川（BOD）の環境基準達成状況（令和2年度）

(単位 mg/L)

地域	河川名	地点名	基準値	R 2 BOD (75%値)	評価
浦戸湾西部	久万川上流	落合橋	3.0	0.9	○
	久万川下流	比島橋	5.0	3.6	○
	江の口川全域	廿代橋	5.0	1.7	○
	鏡川 下流	潮江橋	2.0	0.6	○
	神田川 全域	三ノ瀬橋	3.0	1.0	○
	新川川	中ノ橋	3.0	1.3	○
	鏡川 上流	新月橋	1.0	0.7	○
浦戸湾東部	国分川 上流	小山橋	1.0	<0.5	○
	国分川 下流	葛島橋	3.0	0.9	○
	舟入川 上流	舟戸橋	2.0	0.8	○
	舟入川 下流	新木橋	3.0	1.3	○
	下田川 上流	瑞山橋	2.0	1.3	○
	下田川 下流	五台山橋	3.0	1.4	○

■海域（COD）の環境基準達成状況（令和2年度）

(単位 mg/L)

地域	地点名	COD			窒素			リン		
		基準値	R 2 (75%値)	評 価	基準値	R 2 (平均値)	評 価	基準値 (暫定)	R 2 (平均値)	評 価
浦戸 湾内	St-104	3.0	2.2	○	0.60	0.48	○	0.060	0.058	○
	St-106	3.0	3.0	○	0.60	0.35	○	0.060	0.053	○
	St-111	3.0	2.6	○	0.60	0.29	○	0.060	0.037	○
浦戸 湾口	St-113	2.0	2.3	×	—	0.18	—	—	0.023	—
	St-114	2.0	2.7	×	—	0.18	—	—	0.028	—

※水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準では、BOD、CODの環境基準達成状況の評価方法について、「75%水質値」によって評価することとしています。

(13) 大気の状況

① 有害大気汚染物質の状況

本市では年6回、環境基準の定められている有害大気汚染物質の測定をしており、その全てにおいて環境基準を達成しています。

有害大気汚染物質の環境基準適合状況(令和2年度) (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質 測定期	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準値	3	130	200	150
介 良	0.43	N.D.	N.D.	0.88
朝 倉	0.58	N.D.	N.D.	0.85

② 大気の大気環境の現況

本市では、平成10年から南金田、介良、朝倉の3局において大気の常時監視を行っています。国外からの越境汚染が原因と見られる光化学オキシダント以外は、環境基準を達成しています。

常時測定期の環境基準適合状況（令和2年度）

測定物質 測定期	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学 オキシダント (Ox)	微小粒子状 物質 (PM2.5)	浮遊粒子状 物質 (SPM)
測定期						
南新田町	○	○	—	×	—	○
介良	○	○	—	×	○	○
朝倉	—	○	○	—	—	○

測定物質の環境基準

物質名	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2 代表的な指標、個別指標一覧

現在の社会・経済の状況や環境分野の個別計画、関連計画等をベースに設定したものであり、今後、計画の改訂や社会・経済情勢の変化等に則して、目標値の変更を行います。

◎基本目標における代表的な指標、○各施策の個別指標

基本目標	施策	主な関連計画などの指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値	関連計画(計画年度)
1 自然環境との共生	◎	搬出間伐の材積	市域内で実施する搬出間伐の材積	↑	—	3,000m ³ (2030年度)	922m ³ (2021年度)	高知市総合計画 (2021-2030)
	◎	中山間地域等直接支払交付金集落協定対象農地面積	集落協定に基づく農業生産活動等が行われている農地面積	↑	392.9ha (2021年度)	400ha (2027年度)	392.9ha (2021年度)	農業基本計画 (2023-2027)
	1 清流がつなぐ森・里・海との共生	○ 新規林業就業者数	民間林業事業体の新規雇用作業員人数(累計)	↑	—	4人 (2030年度)	3人 (2021年度)	高知市総合計画 (2021-2030)
		○ 認定農業者数	農業経営改善計画を作成し、市等から認定を受けた経営体数	↑	269 経営体 (2021年度)	290 経営体 (2027年度)	269 経営体 (2021年度)	農業基本計画 (2023-2027)
	2 豊かな生きものの保全	○ 天然アユ遡上数	鏡川流域を遡上する天然アユの数(直近3か年の平均値)	↑	18.8万尾 (2014~2016年度の平均値)	50万尾 (2024~2026年度の平均値)	10.5万尾 (2020~2022年度の平均値)	鏡川清流保全基本計画 (2017-2026)
	2 循環型社会の形成	◎ 1人1日当たりごみ総排出量	本市のごみ総排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量	↓	1,006 g/人・日 (2021年度)	976 g/人・日 (2032年度)	1,006 g/人・日 (2021年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
		◎ 資源回収率	本市のごみ総排出量のうち再資源化されたごみの割合	↑	17.6% (2021年度)	21% (2032年度)	17.6% (2021年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
		○ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源となるもの除く)	資源となるものを除く家庭系ごみ排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量	↓	572 g/人・日 (2021年度)	506 g/人・日 (2032年度)	572 g/人・日 (2021年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
	3 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進	○ 事業系ごみ排出量	事業系一般廃棄物の総量	↓	40,794 t/年 (2021年度)	39,594 t/年 (2032年度)	40,794 t/年 (2021年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
		○ 最終処分場の残余年数	最終処分場への埋立が可能な残りの期間	↑	2054年度まで (2019年度)	20年以上の維持 (2032年度)	2054年度まで (2019年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
3 地球温暖化対策の推進	◎ 市域の温室効果ガス排出量	市域で排出される温室効果ガスの量	↓	2,499千t-CO ₂ (2013年度)	1,430千t-CO ₂ (2030年度)	1,620千t-CO ₂ (2019年度)	高知市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編) (2021-2030)	
	○ 5 脱炭素型のくらし・まちづくり	市域の電力消費量	市域で消費される電力の量	↓	1,840GWh (2013年度)	過去5年間の最小値を下回る量 (2030年度) ^{※1}	1,549GWh (2019年度)	高知市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編) (2021-2030)
	○ 6 再生可能エネルギーの活用	市域における再生可能エネルギー発電自給率	市内消費電力量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	↑	17% (2016年度)	23% (2030年度)	22% (2019年度)	新エネルギー・ビジョン (2018-2030)
	○ 7 ※2 気候変動への適応							

※1 直近5年間(2015~2019年度)の最小値は、2019年度の1,549GWhです。

※2 計画策定時点では個別指標を設定していませんが、科学的知見や気候変動による影響、国・県の動向を注視しながら、個別指標を設定します。

基本目標	施策		主な関連計画などの指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値	関連計画(計画年度)
4 生活環境の保全	◎	水質環境基準のうち健康項目の達成率	環境基準点における人の健康の保護に関する環境基準の達成率		—	100% (2032年度)	100% (2021年度)	100% (2021年度)	水質汚濁防止法(毎年度報告)
		有害大気汚染物質環境基準の達成率	環境基準値が設定されている有害大気汚染物質の環境基準の達成率		—	100% (2032年度)	100% (2021年度)	100% (2021年度)	大気汚染防止法(毎年度報告)
	○	河川水質の環境基準達成率	前年度の河川の環境基準点の環境基準の達成率(BOD)		—	100% (2030年度)	93% (2021年度)	高知市総合計画(2021-2030)	
		汚水処理人口普及率	下水道、合併処理浄化槽等の合計普及率		85% (2015年度)	96.4% (2032年度)	80.4% (2021年度)	生活排水処理構想(2017-2037)	
	○	8 良好的な大気・水環境などの保全	緑視率	人の視界における緑の多さを計る割合(55地点平均値)		22.9% (2015年度)	25.0% (2030年度)	22.4% (2020年度)	緑の基本計画(2016-2035)
		9 美しく魅有力あるまちの形成	緑被率	ある区域の中に占める緑被地の面積の割合(うち、都市計画区域)		14.6% (2015年度)	14.7% (2030年度)	14.6% (2020年度)	緑の基本計画(2016-2035)
	◎	5 環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり	環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合	環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合		—	直近値からの向上(2032年度)	未把握	
	○	10 未来につなげる人づくり	環境学習の参加者数	自然環境、地球温暖化、ごみに関する環境学習、施設見学等の参加者数		—	直近値からの向上(2032年度)	1,410人 (2020年度)	
		○	鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数	鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数		—	500回/年(2024年度)	—	高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020-2024)
	○	11 自然と人、人と人が共生する地域づくり	町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合		—	60% (2030年度)	45.7% (2022年度)	高知市総合計画(2021-2030)

※ 指標の方向性については、3種類の矢印で示す。

	目標値に向けて、数値の向上を目指すもの
	目標値に向けて、数値の削減を目指すもの
	現状維持を目指すもの

3 本計画の基本目標と関連するSDGsのゴール

関連するSDGsのゴール		本計画の基本目標	
	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	基本目標1	自然環境との共生
		基本目標3	地球温暖化対策の推進
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	基本目標4	生活環境の保全
	質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	基本目標5	環境の保全及び創造に取り組む人づくり・地域づくり
	安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	基本目標1	自然環境との共生
		基本目標4	生活環境の保全
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	基本目標2	循環型社会の形成
		基本目標3	地球温暖化対策の推進
	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	基本目標2	循環型社会の形成
	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	基本目標3	地球温暖化対策の推進
	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	基本目標2	循環型社会の形成
		基本目標3	地球温暖化対策の推進
		基本目標4	生活環境の保全
	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	基本目標2	循環型社会の形成
		基本目標5	環境の保全及び創造に取り組む人づくり・地域づくり
	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	基本目標3	地球温暖化対策の推進
		基本目標5	環境の保全及び創造に取り組む人づくり・地域づくり
	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	基本目標1	自然環境との共生
	陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	基本目標1	自然環境との共生
	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	基本目標5	環境の保全及び創造に取り組む人づくり・地域づくり

4 高知市環境基本条例

(平成9年4月1日条例第18号)

改正 平成11年4月1日条例第13号

目次

- 第1章 総則(第1条－第6条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針(第7条)
- 第3章 高知市環境基本計画(第8条)
- 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等(第9条－第26条)
- 第5章 地球環境の保全の推進等(第27条)
- 第6章 高知市環境審議会(第28条)

附則

前文

私たちのまち高知市は、みどりあふれる山並み、きらめく海、市街地には清流が流れるという恵まれた自然環境の中で、先人の築いた歴史的、文化的遺産を継承しつつ、市民の英知と活力により、県都として今日まで発展を続けてきた。

しかし、その発展を支えてきた都市の活動は、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、この都市の環境に多大な影響を与え、さらには私たちの生活そのものを脅かす要因をも生み出している。

また、今日の環境問題は、一部の地域の問題にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化しており、良好な環境の保全と創造は、世界の人々の共通の願いとなっている。

こうした中で、環境を守ることの大切さを学び、より一層これを自覚するとともに、公害の未然防止、自然環境や都市環境の保全、向上等に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことが、いま強く求められている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、安心して生活ができ、健康で文化的な暮らしを営む権利を有するとともに、この環境を守り、より質の高いものとして未来の市民に引き継いでいく責務がある。

ここに私たちは、市民の総意として、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、潤いと安らぎのある安全で魅力的なまちづくりを進めるために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全

かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上

の支障の原因となるおそれのあるものという。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。), 土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、より質の高いものとして、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の

有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され, 及び生活環境が保全され, 並びに自然環境が保全されるよう, 大気, 水, 土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに, 森林, 農地, 水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに, 地域の歴史的, 文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

第3章 高知市環境基本計画

第8条 市長は, 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため, 高知市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は, 次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか, 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は, 環境基本計画を定めるに当たっては, 市民の意見を反映するように努めるとともに, あらかじめ, 高知市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は, 環境基本計画を定めたときは, 速やかに, これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は, 環境基本計画の変更について準用する。

第4章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は, 環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し, 及び実施するに当たっては, 環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(高知市環境白書)

第10条 市長は, 市民に対し, 環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため, 高知市環境白書を定期的に作成し, 公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は, 土地の形状の変更, 工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が, その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査, 予測又は評価を行い, その結果に基づき, その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため, 必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は, 公害を防止するために, 公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は, 自然環境の保全を図るため, 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し, 必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか, 市は, 環境の保全上の支障を防止するため, 必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

第13条 市は, 事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため, 必要な経済的助成, 技術的助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備の推進)

第 14 条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設並びに公園、緑地等の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るために、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の有効利用及び循環的な利用に資するための事業の促進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 16 条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るために、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第 17 条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第 18 条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与える、さまざまな水生生物を育む清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水源及び地下水の保全等を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及び渚の保全)

第 19 条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光産業等において重要な役割を果たしている美しい海及び渚を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市美の形成)

第 20 条 市は、自然に調和した地域の美観の維持、歴史的遺産の保存と活用、文化的で魅力ある街並みの創造、みどり豊かなまちづくり

り等を推進し、都市美の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第 21 条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第 22 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 24 条 市は、第 22 条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査等)

第 25 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境監視員の設置)

第 26 条 市は、環境の状況を把握するために、環境監視員を置くことができる。

2 環境監視員の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 地球環境の保全の推進等

第27条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第6章 高知市環境審議会

第28条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、高知市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者及び市民

（2）関係行政機関の職員

（3）その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例（昭和50年条例第28号）第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。
(高知市公害防止条例の一部改正)

2 高知市公害防止条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例（平成9年条例第18号）第2条第2号に規定する公害をいう。

第32条を次のように改める。

第32条削除

附 則(平成11年4月1日条例第13号)

（施行期日）

1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成12年3月10日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に高知市環境審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の高知市環境基本条例第28条第5項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者及び委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の高知市環境基本条例第28条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際ににおける委員としての残任期間に相当する期間とする。

5 高知市環境審議会規則

(平成9年4月1日規則第25号)

改正 平成10年4月1日規則第75号

平成12年4月1日規則第52号

令和3年4月1日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市環境基本条例（平成9年条例第18号）第28条第9項の規定に基づき、高知市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、環境部新エネルギー・環境政策課において処理する。

（委任）

第5条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第75号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月1日規則第52号)

抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

6 高知市環境基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知市環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 高知市環境基本計画の推進及び変更に関する事項

(2) その他環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ委員が指名する者が会議に代理出席するものとする。

(専門部会)

第5条 委員会は、委員会の会議に付すべき事案を検討し、及び調整するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員（委員長が指名するものに限る。）が推薦する当該委員の属する課の職員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が部会員のうちから指名する。

4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、会務を掌理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(資料の提供その他の協力等)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部新エネルギー・環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月20日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

委員長	環境部副部長	
副委員長	環境部	新エネルギー・環境政策課長
委員		環境保全課長
	総務部	政策企画課長
		地域活性推進課長
	防災対策部	防災政策課長
	財務部	管財課長
	市民協働部	地域コミュニティ推進課長
		交通戦略課長
	健康福祉部	地域共生社会推進課長
	こども未来部	子育て給付課長
	商工観光部	商工振興課長
	農林水産部	農林水産課長
		鏡地域振興課長
	都市建設部	みどり課長
		都市計画課長
	上下水道局	企画財務課長
	教育委員会	学校教育課長

7 高知市環境審議会委員名簿

(敬称略)

会長	川田 熱	高知大学 名誉教授
副会長	松本 明	高知大学地域協働学部 准教授
委 員	安部 順子	高知県地球温暖化防止活動推進員
	池田 康友	高知市森林組合代表理事 組合長
	猪野 文章	株式会社高知銀行 地域連携ビジネスサポート部 主任業務役
	岡林 南洋	高知工業高等専門学校 名誉教授
	北山 めぐみ	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 准教授
	須内 宗一	元高知市環境部
	田中 佐和子	NPO高知市民会議 専務理事
	長尾 達雄	高知市町内会連合会 会長
	中田 陽子	高知市商店街振興組合連合会 女性部会長
	堀澤 栄	高知工科大学環境理工学群 教授
	武藤 信之	高知県林業振興・環境部 副部長

8 高知市環境審議会への諮問

4 重新環第 20 号
令和 4 年 5 月 26 日

高知市環境審議会
会長 川田勲様

高知市長 岡崎誠也

第三次高知市環境基本計画の策定について（諮問）

第三次高知市環境基本計画の策定に当たり、高知市環境基本条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

9 高知市環境審議会からの答申

答申後に追加

10 第三次高知市環境基本計画 策定の経緯

2022年 4月21日 第1回高知市環境基本計画推進委員会

5月26日 第1回高知市環境審議会（諮問）

7月 8日 第2回高知市環境基本計画推進委員会（書面協議）

9月 8日 第3回高知市環境基本計画推進委員会

10月25日 第2回高知市環境審議会

11月10日 第4回高知市環境基本計画推進委員会

11月28日 第3回高知市環境審議会

2023年 1月 5日
～1月31日 パブリック・コメントを実施

3月 1日 第4回高知市環境審議会

3月17日 答申式

11 用語解説

【あ行】

一次エネルギー

基本的に自然界に存在するままの形でエネルギー源として利用されているもので、石油・石炭・天然ガス等の化石燃料、原子力の燃料であるウラン、水力・太陽光・地熱等の自然から直接得られるエネルギー。

温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などのガスは、太陽からふりそそぐ光により暖められた地表から放射される熱を吸収し、大気を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_S）、パーフルオロカーボン類（PFC_S）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）の7種類。

【か行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素の排出量と吸収量が同量であり、実質的に二酸化炭素排出量がゼロになつている状態。

海洋プラスチックごみ

海洋に流出する廃プラスチック類を指す。海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。また、近年マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種でブラックバスなどが知られている。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまで汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として、1993(平成5)年に制定された。

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

関係人口

移住した「定住人口」でも観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

緩和策

温室効果ガスの排出量削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギーの普及などが挙げられる。

基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者。

気候変動

数十年間の間に大気や気候が移り変わること。気候変動の要因には、自然の要因と人為的な要因があり、人為的な要因には、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増

加や森林破壊などがある。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として2018(平成30)年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

吸収源

森林が、空気中の二酸化炭素を光合成により吸収・固定する働きに注目した捉え方。京都議定書では、国別に定められた温室効果ガス削減目標の達成評価の方法として、1990(平成2)年以降の新規植林・再植林・森林経営による吸収量を「排出削減」とみなすこととされており、パリ協定においても、森林等の吸収源の保全・強化の重要性が謳われている。

景観形成重点地区

特徴ある景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、良好な景観の形成を重点的に図る必要がある地区を指定し、地区ごとに整備基準を定めて必要な助言や指導を行い、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを進めるもの。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。

高知方式

市民がごみを分別したうえで集積し、品目ごとに回収する、本市におけるごみ収集・処理体制に関わる市民協働のシステムのこと。これにより、ごみの中間処理施設が不要となり、ごみ処理費用が低減されている。市民の理解と協力が不可欠であり、環境意識の向上、地域コミュニティの構築等の観点からも、非常に重要な取組となっている。

【さ行】

サーキュラーエコノミー

循環型経済のこと。活用されることなく廃棄されていた物を新たな資源としてとらえ、循環させる経済又はその仕組みのことであり、持続可能な成長を実現するものとして、ヨーロッパを中心に世界中で注目されている。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素(CO₂)を排出しない(増加させない)地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

市民農園

一般に、サラリーマン家庭や都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000(平成12)年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食育

生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

森林環境譲与税

除間伐などの森林整備や林業の担い手の確保、木材の利用促進などの費用に充てるため、国民から徴収した森林環境税を、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分して、市町村と都道府県に譲与される税のこと。

水源のかん養

森林が持つさまざまな機能の一つで、雨水等の降水が一気に河川に流出して急激に増水することを抑制して災害を防止したり、降水を地中に貯えてゆっくりと時間をかけて流することで流量を安定させたり、降水が森林土壤に浸透する間に水質を浄化させる機能。

生産緑地

市街化区域の農地等における緑地機能を積極的に評価し、都市環境づくり等に役立つ農地等を保全することで、良好な都市環境の形成を図るもの。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な区間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壤動物などあらゆる生物と、水、空気、土壤などの非生物が

相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がありなす「生態系の多様性」も含まれる。

ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。

【た行】

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

地域循環共生圏

各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・社会・経済が統合的に向上し、地域の活力が最大限に發揮されることを目指す考え方。

地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減する

こと。2018（平成30）年には気候変動適応法が公布され、適応策の法的位置づけの明確化により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

デマンド型乗合タクシー

電話予約により、自宅周辺から目的地まで他の乗客と乗り合いながら送迎するタクシーによる新たな公共交通形態のこと。

電力排出係数

電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素(CO₂)を排出したかを表す係数。電力使用量(kWh)に電力会社の電力排出係数(kg-CO₂/kWh)を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素(CO₂)を算出する。

【は行】

パートナーシップ

関係者や関係機関などが連携・協力し、それによって創出される相乗効果により、単独では実現困難な目的を効果的に達成する仕組みや組織のこと。

バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと、微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

パリ協定

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

搬出間伐

林齢が比較的高い森林について、間伐した

スギやヒノキを丸太にして林外に搬出し、有効利用する作業。搬出された丸太は、木材市場や製材業者等に販売される。

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地（自らの土地を含む）等に捨てる行為。

プラスチック製容器包装

お菓子やパンの袋、食品トレー、ペットボトルのキャップやラベル、発泡スチロールなど、食品や商品を入れたり、包んだりするものであり、中身と分離した際に不要になるもので、主にプラマークの表示があるもの。

ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な世帯を対象に、玄関先等で戸別収集する制度。

ホタルパトロール

毎年5月から6月にかけ、成虫が飛びはじめる時期に生息地区の巡回パトロールを実施し、ホタルの生息調査や業者等による乱獲防止のための監視を行っている。

【ま行】

マイクロプラスチック

一般に5mm以下の微細なプラスチック類。近年は海洋生態系への影響が懸念されている。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることや、洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によつても発生する。製造の際に化学物質が添加されたり、プラスチックの漂流の際に化学物質が吸着することにより、有害物質が含まれていることがある。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されている。

木質バイオマス

樹木の全部又はその一部をチップやペレットなどにして得られる木質産物で、エネルギー

一源として利用される。

【や行】

有害鳥獣

人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼす鳥や獣。代表的なものとして、イノシシ、シカ、サル、タヌキなどが挙げられる。

【ら行】

リサイクル

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

流域

降雨や降雪がその河川に流入する全地域(範囲)。集水域。

緑視率

人の視野に占める樹木などの「緑の面積」の比率。

緑地協定

都市緑地保全法第14条に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。

緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被地とは樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地。

【わ行】

ワンウェイプラスチック

一度のみの使用でその役目を終えるプラスチック製の容器包装・製品のこと。国は、プラスチック資源循環戦略(2019(令和元)年)において、2030(令和12)年までに累積で25%の排出抑制を掲げている。

【英数】

BOD

Biochemical Oxygen Demandの略称。水中の有機物が好気性微生物(バクテリア・プランクトン)によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

COP

締約国会議(Conference of the Parties)を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

GBO5

Global Biodiversity Outlook 5(地球規模生物多様性概況第5版)の略称。これまでの生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標の達成状況について分析した報告書で、2050年ビジョンの達成に向けて必要な行動等がまとめられている。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)。1988(昭和63)年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的情見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7年ごとに地球

温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

SDGs

2015（平成27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。

2030（令和12）年までを期限に17のゴール（開発目標）とそれを実現するための169のターゲット（達成目標）が記されている。

ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになるとを目指した住宅。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指したビル。

3分の1ルール

食品の流通過程において、製造日から賞味期限までの期間を1/3ずつ区切る商慣習上の期限。

例えば、製造日から賞味期限までの期間が6か月の場合、①食品メーカー・卸から小売店への納入までを2か月（納入期限）、②小売店から消費者に販売するまでを2か月（販売期限）、③消費者の購入期限から賞味期限までを2か月とするもので、①の納入期限や②の販売期限が過ぎた食品は、その時点で返品や廃棄されることがあり、食品ロス発生の要因の一つともいわれている。



みんなで未来につなげよう！

豊かな自然と人が共生する持続可能なまち 高知



第三次高知市環境基本計画

2023（令和5）年3月 発行

編集：高知市 環境部 新エネルギー・環境政策課

高知市本町5丁目1-45

TEL：088-823-9209

FAX：088-823-9553

E-mail：kc-180500@city.kochi.lg.jp
